

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」
（令和 5 年 8 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について通知します。

5 文科初第 1 0 9 0 号
令和 5 年 9 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和 5 年 8 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）

学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け文部科学事務次官通知）等により様々な取組を総合的に進めていただけてきたところです。

一方、令和 4 年度に実施した教員勤務実態調査速報値においては、平成 28 年度実施の前回勤務実態調査と比較すると、教師の在校等時間の状況は、一定程度改善したことが明らかとなりましたが、この間、環境整備を進めてきたにもかかわらず、依然として長時間勤務の教師も多いという実態が改めて明らかとなりました。加えて、大量退職・大量採用により若手教師が増加する中での産・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用され、臨時講師のなり手が減少したこと等により、全国的に教師不足が指摘されていることも憂慮すべき状況です。

こうしたことを受けて、文部科学省では、令和 5 年 5 月 22 日に、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」中央教育審議会に諮問を行い、令和 5 年 8 月 28 日に、質の高い教師の確保特別部会（以下「特別部会」という。）において、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）（別添資料 1－1 参照）が取りまとめられました。

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守るとはもとより、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあります。

緊急提言においては、「国は、先頭に立って教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、広く社会全体で認識を共有しつつ、都道府県、市町村、各学校などの取組を後押しするための強力なメッセージを発信するとともに、各地方自治体の創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要である」と指摘されています。

教師を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなしであることに鑑み、文部科学大臣を本部長として設置した「学校における働き方改革推進本部」において、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」（別添資料2参照）を公表するとともに、緊急提言等を踏まえた教師を取り巻く環境整備のために必要な経費を令和6年度概算要求（下記「3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」及び別添資料3参照）に計上したところであり、経済財政運営と改革の基本方針2023（以下「骨太方針2023」という。）（別添資料4参照）等も踏まえ、国が先頭に立って取組を推進してまいります。特に、文部科学大臣メッセージについては、総合教育会議や学校運営協議会をはじめとした地域、保護者、首長部局等との連携協働に向けた議論の場において共有いただくことを念頭に発出したものですので、積極的に御活用ください。

また、緊急提言においては、「より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある。具体的には、①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと②保護者や地域住民、企業など、社会全体が丸となって上記の課題に対応していくことが極めて重要である。」ことが指摘されています。

このことを踏まえ、文部科学省として、各教育委員会及び各学校等において改めて取組の徹底が必要な方策等について整理しましたので、今後の対応に当たっては、下記の事項に留意の上、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情を踏まえつつ、対応をお願いします。

なお、緊急提言は、できることを直に行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、特別部会においては、今後も、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定であることを申し添えます。

各地方公共団体の長におかれては、各教育委員会が進める取組について、積極的な御支援をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村長及び市町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、十

分な指導助言に努めていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、学校における働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備を進める上では校長の役割も大きいことから、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等に努めていただくようお願いします。

さらに、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村が設置する学校に対して周知が図られ、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう配慮をお願いします。

記

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- ① 国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、特別部会として、3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため各主体の具体的な役割も含め整理した対応策の例（別添資料1－2参照）を踏まえ、取組を徹底すること。

また、その際、

ア 学校給食については、「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）」（令和5年8月31日付け初等中等教育局長通知）に基づき、保護者が負担する学校給食費の徴収・管理等の事務について、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務とすることを基本とした上で、実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、学校給食費を歳入予算として計上し、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等を進めること

イ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応については、「学校との連携による非行防止対策の推進について（周知依頼）」（令和5年9月7日付け事務連絡）（別添資料5）により、引き続き、警察においては、児童生徒の補導時等の一義的な責任は保護者にあることを踏まえた対応を図ることや、各教育委員会や学校と連携した非行防止対策等に取り組んでいただきたいことを依頼していることを踏まえ、各教育委員会や学校におかれては、警察との連携を強化した非行防止対策をより一層推進すること

等が求められること。

特に、サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）は、学校・家庭・地域に近い立場として、業務の優先順位を踏まえて思い切った廃止を打ち出す等、真に必要な取組に精選することが、教育の質の向上の観点から重要であるという認識を学校・家庭・地域とも共有しつつ、業務の適正化のために必要な予算措置等も含め主体的な役割を果たすこと。

学校は、働き方改革の取組状況を把握し、更なる業務改善に活用するため、文部科学省が作成した「働き方改革チェックシート」も活用し、校内で課題と改善のイメージを共有しつつ、取組を一層推進すること。

なお、文部科学省においては、教育委員会及び学校における具体的な取組の促進を図るため、「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じてフォローアップする予定であること。

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ① 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点や「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付け事務連絡）の別紙を参考とし、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むこと。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めること。

特に、令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすること。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言すること。

なお、過去の通知等に示すとおり、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。

- ② 学校行事に係る負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図

ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること。

また、学校行事の事前準備・運営にあたって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進めること。

(3) ICT の活用による校務効率化の推進

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たす ICT は、もはや学校現場に必須のものであり、国の支援等も活用し、教育委員会は設置する学校の ICT 環境整備を進めるとともに、学校は、更なる活用を図ること。

特に、教員勤務実態調査速報値の結果では、授業準備や成績処理に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっていることを踏まえ、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進めること。

- ② 生成 AI については、「「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について（通知）」（令和 5 年 7 月 4 日付け初等中等教育局長通知）で示したとおり、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられることから、文部科学省において、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修など準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出するとともに、蓄積した知見を踏まえ、生成 AI の校務への活用推進に向けた方針を示す予定であること。

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ① 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。

文部科学省においては、こうした取組の実効性を高めるためにも、学校運営協議会制度の導入の更なる加速化を図るとともに、令和 6 年度概算要求において、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置充実等に必要な経費を盛り込んでいること。

- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっている中、保護者等との信頼関係の構築に当たっては、以下の考え方に基づき対応していくこと。
- ・ 教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標のもと連携・協働して学校づくりを進めることが重要であること。
 - ・ 保護者や地域住民からの要望や提案等について、教師が個人として対応

するのではなく、学校が組織として対応することが重要であること。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要であること。その際、必要に応じて教育委員会が首長部局から支援を受けることも重要であること。

- ・ 行政による対応に当たっては、所管の教育委員会の役割が重要であるほか、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援することが求められること。

上記に示す考え方を踏まえ、教育委員会等の行政による支援体制を構築するため、文部科学省においては、令和6年度概算要求において、全国にモデルとなる事例の創出を行うための経費を盛り込んでいること。

なお、法務相談体制については、令和2年度から都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費に関して、普通交付税措置が講じられている。都道府県及び指定都市教育委員会においては、引き続き、法務相談ができる体制の整備に取り組むとともに、特に、都道府県教育委員会は、域内の市町村の法務相談に係る体制の整備に配意すること。

- ③ 総合教育会議における協議・調整事項については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付け初等中等教育局長通知）において具体例を示しているところ、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革を推進する観点から、各地方自治体においては、学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とすることが考えられること。

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ① 教師の健康及び福祉の確保の観点からの、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示）（以下「指針」という。）の実効性を高めるための仕組みの在り方を含め、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方等については、今後、特別部会において議論を進めていく予定であるが、まずは、教師の健康及び福祉の確保に向けて以下の取組を講ずること。

- ・ 指針を踏まえた教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えている場合などにおける服務監督教育委員会による学校の業務の検証や見直し、必要な環境整備等の取組の改善・徹底を図ること。
- ・ また、指針に規定されている「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）については、今後、特別部会においても議論を進めていく予定であるが、服務監督教育委員会においても、環境整備等の一方策として、学校における実施に向けた効果的な在り方の検討を進めること。
- ・ 休憩時間の設定については、放課後に設定した上で、当該時間には職員会議を開催しないこととした等の取組例もあることから、学校は、これら

も参考としつつ、勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保すること。

- ② 精神疾患による長期療養者数が過去最高となる中、サービス監督教育委員会において、メンタルヘルス対策（予防や早期発見・対応、休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等）の取組を講じること。文部科学省においては、令和6年度概算要求において、個別の要因分析や対策の好事例を創出するために必要な経費を盛り込んでいること。

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ① 勤務時間の正確な把握は、働き方改革を進めていく上での出発点であり、依然として ICT の活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握が未実施のサービス監督教育委員会においては、直ちに対応を図ること。

また、都道府県・市町村・学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」の実現に向け、改めて指針や指針に係る Q & A 等を確認の上、在校等時間の客観的計測を確実にできるよう、環境整備を図ること。その際、特に指針において、「校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること」とされていることや、指針に係る Q & A において、土日や祝日などに校務として行う業務の時間も「在校等時間」に含まれるとされていることを踏まえ、現時点で校外や土日・祝日において職務に従事している時間を客観的に計測できていない場合は、Q & A 【「在校等時間」の把握等について】問 7～14 等（別添資料 6 参照）を参照の上、直ちに対応を図ること。

なお、緊急提言において「公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある」とされたことを受け、例年実施している「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において状況をフォローアップ予定であることから、その点も踏まえ、速やかな対応を図ること。

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

学級編制や教職員配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、小学校高学年の教科担任制は、子供たちが早期から専門的な教科指導が受けられるとともに教師にとって持ちコマ数の軽減等に資するなど、教育の質の向上と学校における働き方改革の両方の観点から効果的な取組であり、文部科学省においては、骨太方針 2023 を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善を図るための経費を盛り込んでいること。

(2) 支援スタッフの配置充実

支援スタッフの配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、教員業務支援員は、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事し、教師が教師でなければできな

い業務に集中できる観点から重要な役割を担っており、文部科学省においては、骨太方針 2023 を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、教員業務支援員を全小・中学校に配置するために必要な経費を盛り込んでいること。

また、教員勤務実態調査速報値によると、前回調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間となっていること等を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図るための経費を盛り込んでいること。

加えて、特に急増する不登校児童生徒にきめ細かな支援を行っていくため、令和 6 年度概算要求において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置充実を図るための経費を盛り込んでいること。

さらに、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、令和 6 年度概算要求において、部活動指導員の配置充実を図るための経費を盛り込んでいること。

(3) 処遇改善

教師の処遇改善については、骨太方針 2023 に「職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示されたことを踏まえ、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負荷や職責を踏まえ、文部科学省においては、先行して、令和 6 年度概算要求において、主任手当や管理職手当の額について、改善を図るための経費を盛り込んでいること。

(4) 教師のなり手の確保

質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、特別部会において環境整備の在り方について議論を深めていく予定であるが、文部科学省においては、令和 6 年度概算要求において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定に必要な経費を盛り込んでいること。なお、骨太方針 2023 を踏まえ、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を進めていく予定であること。

【別添資料一覧】

別添資料 1－1 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和 5 年 8 月 28 日 中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会）

別添資料 1－2 3 分類に基づく 14 の取組の実効性を確保するための各主体

による「対応策の例」

別添資料 2 文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革
できることを直ちに、一緒に」（令和 5 年 8 月 29 日）

別添資料 3 令和 6 年度概算要求資料（関連部分抜粋）

別添資料 4 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決
定）（抜粋）

別添資料 5 学校との連携による非行防止対策の推進について（周知依頼）（令
和 5 年 9 月 7 日付け事務連絡）

別添資料 6 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務
を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため
に講ずべき措置に関する指針に係る Q & A 【一部抜粋】（令和 3 年
6 月時点）

別添資料 7 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等（令和 5 年
8 月 29 日学校における働き方改革推進本部資料）

【参考 URL】

「働き方改革チェックシート」（全国の学校における働き方改革事例集（令和
5 年 3 月改訂版）に添付）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局財務課
企画調査係

電話：03-5253-4111

内線 2567

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開
- (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し
 - ・ 学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化
- (3) ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

- (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - ・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築
- (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上
 - ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出
- (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
 - ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

- (1) 教職員定数の改善
 - ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善
- (2) 支援スタッフの配置充実
 - ・ 教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実
- (3) 処遇改善
 - ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善
- (4) 教師のなり手の確保
 - ・ 教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策 (提言)

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

令和5年8月28日
中央教育審議会初等中等教育分科会
質の高い教師の確保特別部会

【緊急提言】

教師を取り巻く環境整備について、直ちにに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
2. 学校における働き方改革の実効性の向上等
3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。

教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業であり、教師や友人との学校生活は、卒業後も子供たちの心の中に残り続けるものである。そして、これまで、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであることは言うまでもない。

他方で、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない。

このため、平成31(2019)年1月の中央教育審議会答申¹(以下「学校における働き方改革答申」という。)を踏まえ、令和元(2019)年の給特法²改正を踏まえた勤務時間の上限等を定める「指針」³が策定されるとともに、小学校における35人学級の計画的な整備や高学年教科担任制の推進等のための教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、部活動の見直し、教員免許更新制の発展的解消、校務のデジタル化等の学校DXの推進など、様々な取組が総合的に進められてきた。その結果、教師の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多いという勤務実態⁴が明らかとなっている。

¹ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)。

² 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)

³ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示)

⁴ 令和4(2022)年度実施の教員勤務実態調査速報値を参照。

また、大量退職・大量採用などの状況⁵の中で全国的に教師不足が指摘されていることも憂慮すべき状況であり、危機感を持って受け止める必要がある。

このような状況を改善し、より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある。具体的には、

①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと

②保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって上記の課題に対応していくこと

が極めて重要である。

その上で、国は、先頭に立って教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、広く社会全体で認識を共有しつつ、都道府県、市町村、各学校などの取組を後押しするための強力なメッセージを発信するとともに、各地方自治体の創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要である。また、本特別部会における今後の検討を踏まえつつ、本緊急提言において掲げた各取組も含め、改革の具体的な工程を示すことを求めたい。

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることとはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイング⁶を確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある。また、高度専門職である教師が、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、働き方改革により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を効率的・効果的に学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たすとともに、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要である。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」⁷（以下「骨太方針 2023」という。）に、「質の高い公教育の再生」に向け、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めること、2024 年度から 3 年間で集中改革期間とすることなどが盛り込まれたことは、今後の取組の指針として、質の高い教師の確保に向けた各施策の推進にあたり大きな意義を有する。

本特別部会としては、上記のような基本的な認識に立って、まずは、できることを

⁵ 大量退職・大量採用により若手教師が増加する中での産・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用されたことにより、臨時講師のなり手が減少。

⁶ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定））

⁷ 令和 5(2023)年 6 月 16 日閣議決定。

直ちに行うという考え方のもと、今回、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、骨太方針 2023 を踏まえ、制度的な対応が必要な施策の具体的な検討を含む広範多岐にわたる諮問事項について丁寧に議論を進めていく予定であり、本緊急提言に掲げた取組の進捗状況等も必要に応じて議論に反映させ、答申に盛り込んでいきたいと考えている。

各主体は、取組のスクラップアンドビルドを改めて徹底し、来年度に向けて準備が必要なものは今から計画的に取り組むとともに、今年度からできることは直ちに着手すること等を通じて、多くの教師が「変わってきた」という実感を持つことができるようにしていくことが重要である。特に、これから長い教職人生を歩む若手教師をはじめとする全ての教師はもとより、教師を志す学生等にとっても、学校が、働きやすさと働きがいとを両立する職場であることは重要なことである。

教師を取り巻く厳しい状況は、ともすれば全ての学校で同様に生じているように語られることもあるが、全国には、自律的な運営を目指して努力し、成果を出している地方自治体や学校がある。取組次第で改善が可能なこともあり、好事例を積極的に取り入れ、各主体が、下記に示す施策に取り組むことが必要である。

教師を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなしの状況であり、国において、「3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」に掲げた取組を中心とした支援を充実させていくことは当然のことであるが、各主体においても、長時間勤務の背景や要因を考慮しつつ、従来の慣習や固定観念にとらわれることなく、試行しながら、「まずは取り組む」ことを優先し、柔軟かつ機動的に見直しを重ねていくことを期待したい。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」⁸については、その取組が一定程度進捗してきているものの、地方自治体・学校間の取組状況に差がある。このため、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、本特別部会として、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」(別添)を取りまとめた。具体的な対応策の好事例を横展開し、それぞれの主体において、「対応策の例」をもとに、3分類に基づく14の取組の徹底を図る必要がある。

例えば、教師にとって負担感が強い業務の一つである「調査・統計への回答等」⁹の改善のためには、国による調査の内容の見直しや精選の推進等のみならず、都道府県や市町村において独自に実施する調査等の見直しや学校等への一律の依頼や配布を各教育委員会の判断で控えることや、公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については各学校の判断で回答を控えること等、そ

⁸ 学校における働き方改革答申において、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理。

⁹ 別添「対応策の例」参照。

それぞれの主体が自らの役割を積極的に果たさなければ、実感を伴う負担軽減にはつながらない点に留意が必要である。

- この点を踏まえ、特に、サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）は、学校・家庭・地域に近い立場として、本提言等も活用しながら、業務の優先順位を踏まえて思い切った廃止を打ち出す等、真に必要な取組に精選することが、教育の質の向上の観点から重要であるという認識を学校・家庭・地域とも共有しつつ、業務の適正化のために必要な予算措置等も含め主体的な役割を果たす必要がある。

また、学校は、働き方改革の取組状況を把握し、更なる業務改善に活用するため、文部科学省が作成した「働き方改革チェックシート」¹⁰も活用し、校内で課題と改善のイメージを共有しつつ、取組を一層推進する必要がある。

そして、国は、それぞれの主体が令和6年度に向けて適切に対応策を講じているかどうかについて、「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じて客観的にフォローアップし、教育委員会及び学校における具体的な取組の促進を図る必要がある。

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施¹¹している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む必要がある。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫¹²が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めるべきである。

¹⁰ 全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）（以下「働き方改革事例集」という。）に添付。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

¹¹ 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるのではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。（「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について（平成31年3月29日付初等中等教育局長通知）」や「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付事務連絡）」など。

¹² 「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付事務連絡）の別紙参照。

https://www.mext.go.jp/content/20230421-mxt_kyoiku02_000029047_03.pdf

- 特に、令和5年度当初において標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上¹³）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とする必要がある。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言する必要がある。

- 学校行事に係る負担の軽減¹⁴に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。

このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図る必要がある。

また、学校行事の事前準備・運営に当たって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進める必要がある。

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たすICTは、もはや学校現場に必須のものであり、国の支援等も活用し、教育委員会は設置する学校のICT環境整備を進めるとともに、学校は、更なる活用を図る必要がある。

特に、教員勤務実態調査速報値の結果では、授業準備や成績処理に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっていることを踏まえ、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進める必要がある。

- 生成AIについて、国は、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修など準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出することを含め、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用を推進する必要がある。また、国は、蓄積した知見を踏まえ、生成AIの校務への活用推進に向けた方針を示す必要がある。

¹³ 学校における働き方改革答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘

¹⁴ 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果では、学校行事の準備・運営に係る取組状況は少しずつ向上しており、教員勤務実態調査速報値の結果では、行事の精選等について前向きな回答も多いものの、学校行事に係る業務に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっている。

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化¹⁵に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱う必要がある。国は、こうした取組の実効性を高めるため、学校運営協議会制度¹⁶の導入の更なる加速化や、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置充実に向け、教育委員会等の取組を支援する必要がある。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等¹⁷の学校のみでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっている中、保護者等との信頼関係構築に当たっては、以下の考え方に基づき対応していく必要がある。
 - ・ 教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標のもと連携・協働して学校づくりを進めることが重要であること。
 - ・ 保護者や地域住民からの要望や提案等について、教師が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することが重要であること。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要であること。その際、必要に応じて教育委員会が首長部局から支援を受けることも重要であること。
 - ・ 行政による対応に当たっては、所管の教育委員会の役割が重要であるほか、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援することが求められること。
- 上記に示す考え方を踏まえ、教育委員会等の行政による支援体制を構築するため、国において、全国にモデルとなる事例の創出を行うこと等を通じて、教育委員会の取組を支援していく必要がある。
- 加えて、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、国において、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、各地方自治体が総合教育会議で積極的に取り上げるべき議題として例示する必要がある。

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- 教師の健康及び福祉の確保の観点からの「指針」の実効性を高めるための仕組みの在り方を含め、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方等については、今後、丁寧に議論を進めていく必要があるが、まずは、教師の健康及び福祉の確保に向けて以下の取組を講じる必要がある。

¹⁵ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組の推進。

¹⁶ 全国の公立学校における導入率：42.9%（令和4年5月現在）

¹⁷ 学校や教師に対して保護者等からの苦情や要求が極めて多数寄せられる状況等を含む。

- ・ 教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えている場合などにおける服務監督教育委員会による学校の業務の検証や見直し、必要な環境整備等の取組の実施について、国において取組の改善・徹底を一層促す。
- ・ 環境整備等の一方策として、「指針」に規定されている「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）の実施¹⁸に向け、国及び服務監督教育委員会は、学校における効果的な在り方の検討を進める。
- ・ 休憩時間の設定については、放課後に設定した上で、当該時間には職員会議を開催しないこととした等の取組例もあることから、学校は、これらも参考としつつ、教師が勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

- 精神疾患による長期療養者数が過去最高となる中、国は、服務監督教育委員会において、有効なメンタルヘルス対策（予防や早期発見・対応、休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等）を実施できるよう、個別の要因分析や対策の好事例を創出する必要がある。

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- サービス監督教育委員会及び学校における教師の勤務時間管理について、ICT の活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握¹⁹は当然の前提とした上で、都道府県、市町村、学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法等を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある。

教育委員会及び学校は、改めて周知された把握方法に基づき在校等時間の客観的な把握を徹底する必要がある。

¹⁸ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）においては、公務員についても勤務間インターバルの確保に取り組むとされている。

¹⁹ 「指針」において在校等時間は以下のとおり規定。

正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくもの

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間としてサービス監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

- 学級編制や教職員配置の在り方等²⁰については、今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において、骨太方針 2023 に示された「小学校高学年の教科担任制の強化」などの教職員定数の改善を図る必要がある。

小学校高学年の教科担任制は、子供たちが早期から専門的な教科指導が受けられるとともに教師にとって持ちコマ数の軽減等に資するなど、教育の質の向上と学校における働き方改革の両方の観点から効果的な取組²¹であり、令和 4 年度から 4 年程度かけて段階的に取組を進めることとされている。この取組により、令和 7 年度には、計算上、小学校高学年の学級担任の週当たり授業時数は 3.5 コマ程度の軽減が図られる予定であり、国においては、この措置を令和 6 年度に前倒しして実施することなど、例年を超える教職員定数の改善を図り、教師を取り巻く環境整備を加速化する必要がある。

(2) 支援スタッフの配置充実

- 支援スタッフの配置の在り方等については、今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において、骨太方針 2023 に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置していくことを目指すべきである。

教員業務支援員は、教師が教師でなければならない業務に集中できるようにするため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事しているが、現在、予算上は 14 学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっており、速やかに改善する必要がある。

また、教員勤務実態調査速報値によると、前回調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間となっていること²²等を踏まえ、副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図っていく必要がある。

加えて、特に急増する不登校児童生徒にきめ細かな支援を行っていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置充実を図る必要がある。

さらに、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、部活動指導員の配置充実も図る必要がある。

²⁰ 骨太方針 2023 では、「35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。」とされている。

²¹ 教科担任制のほか、2 クラスを 3 人で担任するなどの「グループ担任制」によって、学級担任の業務負担削減やチームとしての生徒指導に繋げている事例（働き方改革事例集 P127～134）や、地方自治体独自の取組として小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置すること等により学年経営を強化している事例もある。

https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_syoto01-000028353_1.pdf

²² 長時間勤務の副校長・教頭は「学校経営」「事務（その他）」に多く時間を費やしているとの現状も明らかになっている。（第 2 回質の高い教師の確保特別部会資料 1 より）

(3) 処遇改善

- 教師の処遇改善については、骨太方針 2023 に「職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示されたことを踏まえ、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、その上でなお、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負荷や職責を踏まえ、国において、先行して、主任手当や管理職手当の額について、速やかに改善を図る必要がある。

(4) 教師のなり手の確保

- 質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、環境整備の在り方について丁寧に議論を深めていく必要がある。これに加え、国において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、骨太方針 2023 に示された「大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討」を進める必要がある。

3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための
各主体による「対応策の例」

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

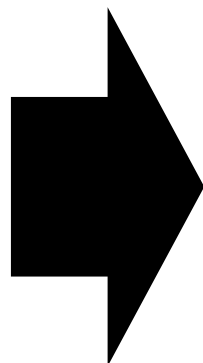
※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

(1) 登下校に関する対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々微増しており、約45%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答していることから、朝夕に教師の裁量ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではないか。
- 一方、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が、地域や保護者の理解が必要となるためであることを踏まえ、これまで以上に、国・教育委員会・学校それぞれが、地域や家庭の理解を得るための明確なメッセージを出していくことが必要ではないか。
- また、学校によっては、定められた登校時間よりも著しく早く（例：1時間等）、児童生徒が登校してくる例も見られることから、各校の状況に応じ、保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減を図る取組も必要ではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

【都道府県教育委員会】

- 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増進を図るとともに、協力について協議
- 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての登下校の見守り活動の実施
- 保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減について検討

自治体での取組例

新潟県胎内市教育委員会

市内すべての小学校のそれぞれにおいて、防犯ボランティア組織が結成され、登下校時の見守り活動を実施している。防犯ボランティア組織の定着及び持続可能な活動の実現に向けて、様々な機関が連携し、地域一体となって支える「胎内市子どもを見守りタイ」では、年1回の総会を開催し、情報共有や功労者表彰、事例発表会、講習会等を開催している。

埼玉県嵐山町教育委員会

スクールガード・リーダーだけでなく、町内行政区（町内会）、PTA、ボランティア団体、交通指導員、行政職員等による見守り活動が行われている。日ごろからのコミュニケーションにより見守り活動者同士の横の連携も自然と構築され、登校時に児童への付き添いを実施しているが、行政区をまたぐ際に、次の行政区の見守り活動者へバトンタッチするなど、役割分担を明確にし、登下校時の空白地帯の減少や、活動負担の軽減を実現している。

背景及びこれまでの取組状況

<法的根拠>

● 通学を含めた学校生活等の安全指導は、学校保健安全法第27条。

・学校保健安全法第27条

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

● 学校保健安全法第30条では、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校が保護者や地域の住民、警察等と連携を図るよう努めるとされているが、登下校時の見守り活動については、必ずしも学校が直接担わなければならないものではない。

・学校保健安全法第30条

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

※なお、安全に関する教育については、学習指導要領に基づき、生活、保健体育、特別活動等で実施。

・小学校学習指導要領（生活）

学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。

・中学校学習指導要領（保健体育）

個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

・小学校学習指導要領（特別活動）

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

<関係通知等>

○ 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成20年7月）

「なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。」

○ 「登下校防犯プラン」について（通知）（平成30年6月）

「教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について取り組まれるようお願いいたします。」

※登下校防犯プラン

1. 地域における連携の強化
2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応
4. 多様な担い手による見守りの活性化
5. 「子ども110番の家・車」への支援等

○ 通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）（通知）（令和5年6月）

「さらに、登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校と教職員がその全てを担うことは困難です。特に、平素からの学校と家庭・地域との連携・協働の推進が不可欠です。このため、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換の日常的な実施や、地域ぐるみによる交通安全の取組の推進をお願いします。」

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	23.4%	23.4%	25.5%
	政令市	70.0%	80.0%	85.0%
	市区町村	57.8%	61.1%	61.7%

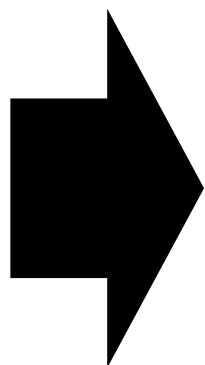
<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校	中学校	（参考）高等学校
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	7,962 (44.8%)	7,736 (44.3%)	3,694 (53.2%)
	削減すべきだが削減は難しい	8,026 (45.2%)	7,214 (41.3%)	2,141 (30.9%)
	無回答	1,774 (10.0%)	2,527 (14.5%)	1,104 (15.9%)
	合計	17,762 (100.0%)	17,477 (100.0%)	6,939 (100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	456 (5.7%)	415 (5.8%)	156 (7.3%)
	2.いまだ実施してきた取組・慣行はなかなか見直づらい等、所属する学校の文化等により難しいため	2,399 (29.9%)	2,450 (34.0%)	768 (35.9%)
	3.地域の理解が必要となるため	3,676 (45.8%)	2,933 (40.7%)	830 (38.8%)
	4.保護者の理解が必要となるため	5,055 (63.0%)	3,411 (47.3%)	846 (39.5%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	1,928 (24.0%)	1,562 (21.7%)	413 (19.3%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	2,912 (36.3%)	2,331 (32.3%)	564 (26.3%)
	7.その他	204 (2.5%)	289 (4.0%)	76 (3.5%)
	無回答	462 (5.8%)	504 (7.0%)	91 (4.3%)
	回答件数	8,026 (100.0%)	7,214 (100.0%)	2,141 (100.0%)

(2) 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々微増しており、約60%弱の教師も「削減すべきで削減可能」と回答していることから、夕方に教師の裁量ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではないか。
- 一方、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が保護者の理解が必要となるためであることに鑑みると、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地域と学校が一体となって保護者理解を得た上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等、学校・教師以外の主体に移行していくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
- 児童生徒の補導時等の一義的な責任は保護者にあることを踏まえた対応について、警察庁等の関係省庁に対する要請

【都道府県教育委員会】

- 文部科学省から警察庁への要請を踏まえ、教育委員会から都道府県警察へ要請

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信
- 学校における放課後から夜間の留守番電話の設置の支援

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増進を図るとともに、協力について協議（再掲）
- 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての見回り等の実施
- 放課後から夜間の留守番電話の設置

自治体での取組例

福岡県春日市立春日西中学校

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けた協働による支援を充実。PTAと地域住民による声掛けを徹底。

神奈川県横浜市教育委員会

横浜市教育委員会では、「生徒指導専任教諭」と呼ばれる学級担任をせず、児童生徒の支援や指導を専任する教諭を配置。生徒指導上の課題について未然防止、早期発見、課題発見後の対応において中心的な役割を担っている。地区ごとに教育委員会事務局や警察、児童相談所等と毎月1度集まって、気になる児童生徒の情報共有を図るなど外部機関との連携も積極的に図っている。

<法的根拠>

直接的な法的根拠ではないが、教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされている。

<関係通知等>

○ 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（令和5年7月）
「長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。その際、警察との連携においては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号）において指定を求めている「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。」

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	14.9%	17.0%	17.0%
	政令市	30.0%	20.0%	25.0%
	市区町村	18.3%	24.3%	26.0%

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

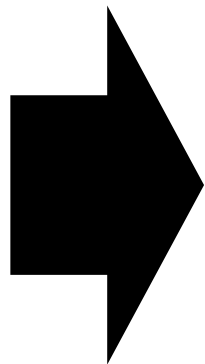
		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応	削減すべきで削減可能	10,546	(59.4%)	10,285	(58.8%)	3,973	(57.3%)
	削減すべきだが削減は難しい	5,650	(31.8%)	5,679	(32.5%)	2,062	(29.7%)
	無回答	1,566	(8.8%)	1,513	(8.7%)	904	(13.0%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	272	(4.8%)	270	(4.8%)	113	(5.5%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しが難しい等、所属する学校の文化等により難しいため	1,545	(27.3%)	1,897	(33.4%)	697	(33.8%)
	3.地域の理解が必要となるため	1,842	(32.6%)	1,868	(32.9%)	607	(29.4%)
	4.保護者の理解が必要となるため	3,252	(57.6%)	2,968	(52.3%)	989	(48.0%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	1,749	(31.0%)	1,509	(26.6%)	523	(25.4%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	1,659	(29.4%)	1,493	(26.3%)	539	(26.1%)
	7.その他	157	(2.8%)	206	(3.6%)	75	(3.6%)
	無回答	354	(6.3%)	424	(7.5%)	96	(4.7%)
	回答件数	5,650	(100.0%)	5,679	(100.0%)	2,062	(100.0%)

(3) 学校徴収金の徴収・管理

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々向上しており、約65%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答しているが、教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くないという結果も出ている。
- 「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由は、慣行を見直しづらいや学校文化のほか、保護者理解であるが、先進的な地方公共団体では、未納者への督促を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図っている例もあることを踏まえれば、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことや、仮に学校現場において教師が担っている場合には、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知（※）等を踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めるべきではないか。

※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
- 給食費の公会計化等の実施状況について調査し、公会計化等の導入を予定していない自治体名を公表するとともに、導入予定ではない自治体に対して都道府県を通じて働きかけを実施

【都道府県教育委員会】

- 校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知（※）等を踏まえ、学校事務職員が適切に学校徴収金の徴収・管理等の業務を担うための管理職及び事務職員を対象とした研修を実施

※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 給食費の公会計化等を未実施の教育委員会において、改めて公会計化等を検討

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増進を図るとともに、協力について協議（再掲）
- 文科省通知（※※）を踏まえ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことを推進。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を推進

※※令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえ「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）（令和5年2月）

自治体での取組例

鳥取県鳥取市教育委員会

平成29年度の夏から、学校給食費、指定補助教材費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の公会計化に向け、保護者説明会の実施や各種申込書の準備を進め、平成30年度より公会計化を実施している。市内同一システムの利用による事務処理の負担軽減や、教師が従来行っていた徴収・管理業務の削減をすることができた。また、公会計科目の未納への対応や、振替ができない家庭への連絡は、市教育委員会が電話連絡等を行い、学校の負担軽減を図っている。

熊本県南関町教育委員会

学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、複数校の事務を拠点の中学校（事務センター）に集まって一括処理することで、教師・事務職員の業務改善を実現している。各校の事務職員が連携して処理を行うことで、単独で行うよりもミスが起りにくくなり、効率化されるとともに、教師にとって学校徴収金に関する業務が大幅に削減され、学校全体の業務負担の軽減につながっている。

背景及びこれまでの取組状況

<関係通知等>

○ 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）（令和元年7月）

「特に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、別添のとおり「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1419091.htm）においても公表しております。各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公会計化の取組を一層推進いただきますようお願いいたします。」

○ 事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）

「2. 標準職務例に掲げる職務等について（別表第一）

別添2別表第一に掲げる事務職員の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示したものであること。

なお、標準職務例は、事務職員の標準的な職務の明確化を図り、事務職員が学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。」

別表第一（第二条関係）事務職員の標準的な職務の内容及びその例

	区分	職務の内容	職務の内容の例
2	財務	予算・経理に関すること	(略) 学校徴収金に関する事務 (略)

○ 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月）

「また、学校徴収金を教職員が関与しない方法等で徴収・管理することをはじめ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについては、文部科学省が令和3年3月に公表した「全国の学校における働き方改革事例集」（以下「事例集」という。）も活用しながら一層取組を進めること。」

○ 令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）（令和5年2月）

「また、学校徴収金の取り扱いについては、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うこと。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初企第15号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）別表第一等も踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めること。」

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	23.4%	40.4%	51.1%
	政令市	10.0%	30.0%	40.0%
	市区町村	6.5%	32.9%	36.0%

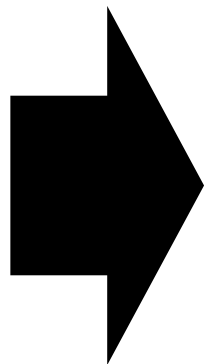
<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		（参考）高等学校
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	11,793	(66.4%)	11,576	(66.2%)	4,227 (60.9%)
	削減すべきだが削減は難しい	4,621	(26.0%)	4,493	(25.7%)	1,860 (26.8%)
③学校徴収金の徴収・管理	無回答	1,348	(7.6%)	1,408	(8.1%)	852 (12.3%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939 (100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	593	(12.8%)	414	(9.2%)	197 (10.6%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しが難しい等、所属する学校の文化等により難しいため	1,697	(36.7%)	1,838	(40.9%)	859 (46.2%)
	3.地域の理解が必要となるため	345	(7.5%)	460	(10.2%)	104 (5.6%)
	4.保護者の理解が必要となるため	1,750	(37.9%)	1,704	(37.9%)	658 (35.4%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	227	(4.9%)	279	(6.2%)	141 (7.6%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	1,319	(28.5%)	1,177	(26.2%)	383 (20.6%)
	7.その他	206	(4.5%)	197	(4.4%)	97 (5.2%)
	無回答	344	(7.4%)	337	(7.5%)	93 (5.0%)
	回答件数	4,621	(100.0%)	4,493	(100.0%)	1,860 (100.0%)

(4) 地域ボランティアとの連絡調整

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々向上しているが、「削減すべきで削減可能」との回答が小学校で約40%、中学校で約50%と、更なる取組の余地が大きいと考えられる。
- 「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が、地域の理解が必要となるためであることを踏まえ、学校運営協議会も活用しながら、引き続き「学校以外が担うべき業務」として地域・保護者への一層の理解増進を進めていくべきではないか。
- また、人材等の追加的な協力が必要との回答も多いことから、地域学校協働活動推進員等の配置を一層促進していくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
- 地域学校協働活動推進員等の一層の配置促進、常駐的活動の支援

【都道府県教育委員会】

- 学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進
- 市区町村教育委員会や学校に助言・支援を行う伴走支援体制の構築

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進
- 地域学校協働活動推進員等の人材確保・配置、役割の明確化を推進
- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信（再掲）

【学校】

- 学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進

自治体での取組例

島根県雲南市立木次中学校

中学校区で1つのコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げ、学校の働き方改革や教師との信頼関係構築には、学校と地域が日常的に関わる必要があるという意見を受け、地域学校協働活動推進員が学校に常駐。地域との連絡調整を地域学校協働活動推進員が担うことで、授業づくりや生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減になっている。

東京都三鷹市三鷹中央学園

小中一貫の学校運営を行うために、コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施。学校の役割が明確になり、それを踏まえて家庭や地域に対して、必要な支援を働きかけられるようになるとともに、熟議を通して地域の行事を見直すきっかけにもなった。

背景及びこれまでの取組状況

＜法的根拠＞

- 教育基本法第 13 条
（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- 社会教育法第 5 条、第 9 条の 7
（市町村の教育委員会の事務）
第五条 （略）
一～十九 （略）
2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
（地域学校協働活動推進員）
第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。
2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5
第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
四 その他当該教育委員会が必要と認める者
3～4 （略）
5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
6～10 （略）

＜関係通知等＞

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平成 29 年 3 月）
「学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。」

- 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成 31 年 3 月）
「保護者や地域住民、関係機関との学校経営方針をはじめとした情報共有を緊密に行い、適切な役割分担を図ること。地域・保護者、関係機関との連携に当たっては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用や地域学校協働活動を推進するとともに、文部科学省からのメッセージを適宜活用されたいこと。」

- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ（令和 4 年 3 月）
「学校運営協議会において育てたい子供の姿や課題を共有した上で、学校業務の棚卸しや学校・家庭・地域の役割分担を進め、それらを踏まえた地域学校協働活動の充実などに取り組むことによって、学校における働き方改革を推進している。保護者や地域住民等との協議や熟議により、共通理解に基づく業務の見直しや教育活動の再整理が進み、教育活動の質の向上につながっており、教職員の意識改革や勤務時間の縮減等の成果が見られている。」
「地域学校協働活動推進員は、学校における働き方改革の観点からも、日常的に教職員や地域の関係者と連携・協働して常駐的な活動が行うことが効果的であるため、教育委員会はその配置を促進し、機能を強化することが必要である。」

- 令和 4 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和 3 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和 4 年 1 月 28 日付け 3 文科初第 1889 号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）（令和 5 年 2 月）
「特に、学校において保護者や地域住民等の理解・協力を得る必要のある取組については、学校運営協議会等の場において、積極的に議題として取り扱うこと。学校運営協議会制度を導入していない学校については、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら働き方改革を推進する観点からも、速やかに導入に向けた検討及び手続を進めること。」

＜教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査＞

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第 9 条の 7）等の学校以外の主体が中心的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している		令和元年	令和 3 年	令和 4 年
	都道府県	25.5%	23.4%	25.5%
	政令市	60.0%	65.0%	65.0%
	市区町村	31.4%	39.2%	44.9%

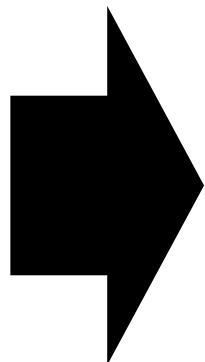
＜令和 4 年度教員勤務実態調査速報値＞

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	7,059 (	39.7%)	8,660 (	49.6%)	3,405 (	49.1%)
	削減すべきだが削減は難しい	8,028 (	45.2%)	6,309 (	36.1%)	2,204 (	31.8%)
④地域ボランティアとの連絡調整	無回答	2,675 (	15.1%)	2,508 (	14.4%)	1,330 (	19.2%)
	合計	17,762 (	100.0%)	17,477 (	100.0%)	6,939 (	100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	399 (	5.0%)	276 (	4.4%)	117 (	5.3%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	2,842 (	35.4%)	2,208 (	35.0%)	747 (	33.9%)
	3.地域の理解が必要となるため	4,561 (	56.8%)	3,389 (	53.7%)	1,133 (	51.4%)
	4.保護者の理解が必要となるため	1,649 (	20.5%)	1,330 (	21.1%)	375 (	17.0%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	517 (	6.4%)	492 (			

(5) 調査・統計等への回答等

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々向上しており、「削減すべきで削減可能」との回答が小中ともに約70%であること、加えて教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くないという結果も出ていることを踏まえ、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、これまで以上に調査・統計等の内容や調査方法の見直しや精選を進めるべきではないか。
- 「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が慣行を見直しづらいや学校文化であることを踏まえ、これまで以上に、国、教育委員会が明確なメッセージを出しながら、学校長のリーダーシップ等により、事務職員等を中心とした体制に移行していくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 教育委員会や学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや精選を引き続き強力に推進するとともに、毎年実施している調査数等の公表を継続実施
- 調査のオンライン化やヘルプデスクの設置等の回答者の負担削減のための取組を引き続き推進
- 学校等への一律の依頼や配布を控えることも各教育委員会の判断で可能とする旨の留意事項を付すなど、学校の負担軽減を推進

【都道府県教育委員会】

- 都道府県教育委員会が独自に教育委員会や学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選
 - 校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知（※）等を踏まえ、学校事務職員が適切に調査・統計等の業務を担うための研修を実施
- ※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 服務監督教育委員会が独自に学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選

【学校】

- 調査・統計等への回答は、原則として学校事務職員が対応するマネジメントを徹底するとともに、教員でなければ回答できない内容の調査への回答に当たっては、その他の業務負担等を配慮しながら、担当を決めるなど、業務の平準化を意識
- 公的な機関の業務上の必要性に基づく調査と、それ以外の任意の調査についてを精査し、任意調査については、学校にとって有益なフィードバックが期待されないような場合は回答を控えるなど、調査・統計等への業務を縮減

自治体での取組例

東京都調布市教育委員会

教師や副校長を支援する人員（スクール・サポート・スタッフや副校長補佐）を配置することで、これまで教師が担っていた、学習プリント等の印刷・配付準備、教職員の服務管理等の一部の補助に加え、行政機関からの調査対応についても、代理入力や取りまとめといった業務を任せられるようになり、教師の負担軽減につながっている。

神奈川県横浜市教育局

学校宛での調査や通知について、発出前に留意すべき「チェックリスト」を作成し、教育委員会内で共有することで、学校の負担軽減に取り組んでいる。また、年間に発出される通知や調査・依頼の件数を把握し、前年度と比較しながら、件数を課ごと、月ごとに見える化することで、通知や調査・依頼の削減や統合、縮小、発信時期の変更等にも取り組んでいる。

背景及びこれまでの取組状況

＜法的根拠＞

● 学校教育法第5条（設置者管理主義）に基づく調査

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

● 地教行法第53条に基づく調査

（調査）

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

● 統計法の規定に基づく基幹統計（学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査）

※学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。

＜関係通知等＞

○ 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月）

「教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても、調査項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるとともに、調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

首長部局や地域の研究機関、民間団体が実施する学校宛での調査や出展依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼等について、教育委員会から学校に連絡する際は、真に効果的で必要なものに精選すること。」

○ 文部科学省が行う学校宛での定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書等の送付について（事務連絡）（令和5年3月）

「各教育委員会等におかれては、引き続き、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、独自に学校を対象に行う調査について、文部科学省が実施する調査との重複排除を図るとともに、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組をお願いします。特に、各教育委員会におかれては、調査の実施にあたって調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容の精査や、様式等（選択肢、WEBフォーム等）の工夫、複数の調査の一元化等を行うとともに、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複排除等報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるなどの取組をお願いします。」

＜教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査＞

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導 など教師の専門性に関わるものの以外の調査については、事務職員等が中心 となって回答するよう各学校に促している		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	23.4%	21.3%	25.5%
	政令市	45.0%	50.0%	55.0%
	市区町村	23.2%	31.3%	36.5%

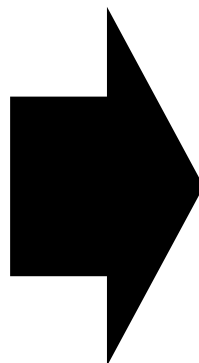
＜令和4年度教員勤務実態調査速報値＞

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	12,463 (	70.2%)	12,155 (	69.5%)	4,536 (	65.4%)
	削減すべきだが削減は難しい	4,203 (	23.7%)	4,118 (	23.6%)	1,702 (	24.5%)
⑤調査・統計等への回答等	無回答	1,096 (	6.2%)	1,204 (	6.9%)	701 (	10.1%)
	合計	17,762 (	100.0%)	17,477 (	100.0%)	6,939 (	100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	471 (	11.2%)	409 (	9.9%)	174 (	10.2%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	1,855 (	44.1%)	1,903 (	46.2%)	906 (	53.2%)
	3.地域の理解が必要となるため	304 (	7.2%)	360 (	8.7%)	99 (	5.8%)
	4.保護者の理解が必要となるため	532 (	12.7%)	538 (	13.1%)	179 (	10.5%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	345 (	8.2%)	378 (	9.2%)	146 (	8.6%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	1,143 (	27.2%)	989 (	24.0%)	329 (	19.3%)
	7.その他	574 (	13.7%)	553 (	13.4%)	227 (	13.3%)
	無回答	271 (	6.4%)	303 (	7.4%)	82 (	4.8%)
	回答件数	4,203 (	100.0%)	4,118 (	100.0%)	1,702 (	100.0%)

(6) 児童生徒の休み時間における対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は低い水準にとどまっている状況ではあるが、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、地域ボランティアの活用のみならず、教員業務支援員の活用や教師同士の輪番制の導入等を通じて、教師の裁量ある時間を少しでも確保できるようにすべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
- 教員業務支援員の配置拡充

【都道府県教育委員会】

- 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信
- 教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保

【学校】

- 教師の裁量ある時間や適正な休憩時間を確保するための教員業務支援員の活用や、休み時間対応の輪番制の検討

自治体での取組例

岐阜県岐阜市教育委員会

市内の一部学校において、スーパーシニアと呼ばれる方が学校の教育活動の支援の一環として、昼休みの図書館での読み聞かせや給食配膳等の支援などを実施。

山口県宇部市立岬小学校

子供たちが安心して安全に学校生活を過ごすことができるよう、地域の方から「学校支援ボランティア」を募集。

趣旨に賛同した地域の方や団体が入れ替わりで来校し、「遊び見守り隊！」として、昼休み等に運動場や体育館等で遊ぶ様子について、複数の目での見守り活動を実施。

<関係通知等>

○ 生徒の校内暴力等の非行の防止について（通知）（昭和56月4月）

「学校内での生徒の非行を防止するため、具体的には、教師は生徒が授業から離脱することのないよう出欠を厳重にとることや授業時間に当たっていない教師が交替で校内を巡視したり、昼休みや下校時等に生徒を観察したりして指導する。」

※昼休み時間中に、特に監視の教師を配置しなかった際に、小学校3年生の女子児童が体育館内でボール遊びをしていたところ、バスケットボールをしていた小学校6年生の男子児童と衝突、頭部を打って負傷した事案について、判決では、「小学1年生から6年生という年齢の児童らの判断能力に照らすと、児童らに、自由に使用を許す場合には、不適切な用具の使用ないし行動が容易に予想される」として、学校側の安全配慮義務違反を認めたものがある。（甲府地裁平成15年11月4日判例タイムズ1162号238頁）

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている。		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	6.4%	6.4%	6.4%
	政令市	20.0%	25.0%	25.0%
	市区町村	5.1%	4.2%	5.4%

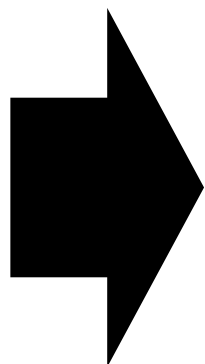
<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	2,530 (	14.2%)	2,374 (	13.6%)	1,573 (	22.7%)
	削減すべきだが削減は難しい	11,071 (	62.3%)	10,458 (	59.8%)	3,571 (	51.5%)
	無回答	4,161 (	23.4%)	4,645 (	26.6%)	1,795 (	25.9%)
	合計	17,762 (	100.0%)	17,477 (	100.0%)	6,939 (	100.0%)
⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	491 (	4.4%)	495 (	4.7%)	205 (	5.7%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直づらい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,463 (	31.3%)	4,003 (	38.3%)	1,491 (	41.8%)
	3.地域の理解が必要となるため	893 (	8.1%)	811 (	7.8%)	172 (	4.8%)
	4.保護者の理解が必要となるため	4,303 (	38.9%)	3,149 (	30.1%)	1,040 (	29.1%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	5,636 (	50.9%)	4,336 (	41.5%)	1,503 (	42.1%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	3,616 (	32.7%)	2,955 (	28.3%)	668 (	18.7%)
	7.その他	695 (	6.3%)	785 (	7.5%)	230 (	6.4%)
	無回答	701 (	6.3%)	701 (	6.7%)	158 (	4.4%)
	回答件数	11,071 (	100.0%)	10,458 (	100.0%)	3,571 (	100.0%)

(7) 校内清掃

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は低い水準にとどまっている状況だが、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、教師が行う清掃は、授業等の業務に付随して行う日常的な環境の維持または改善のための清掃の範囲にとどめ、その他の環境衛生活動については、地域ボランティアの参画や民間委託等も進めていくべきではないか。
- また、授業等の業務に付随して行う日常的な環境の維持または改善のための清掃についても、すべての教師が毎日行うのではなく、輪番制の導入や教員業務支援員の活用等により、教師の負担を軽減する取組を促進すべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
- 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、地域や民間委託等を実施している先行事例について発信

【都道府県教育委員会】

- 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、民間委託等を実施することを促進

【学校】

- 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、地域ボランティアの参画や民間委託等を実施することで教師の負担軽減を図ることができないか検討
- 学校運営協議会等での協議等踏まえた、地域学校協働活動の一環としての環境衛生活動等の実施
- 教師の裁量ある時間や適正な休憩時間を確保するための清掃指導の輪番制や教員業務支援員の活用等の検討
- 清掃を隔日で実施する等の日課表の見直し

自治体での取組例

茨城県笠間市立笠間中学校

昼休みの後に清掃の時間を毎日設けていたが、日課表を見直し、昼休みだけの日と清掃だけの日を交互に設定することで、生徒の下校時刻を30分繰り上げることができた。それにより、放課後の時間を生み出すことができ、教師の退勤時間の早期化につながっている。令和5年度は、月曜日・木曜日を清掃だけの日、火曜日・水曜日・金曜日が昼休みだけの日と設定し取り組んでいる。

神奈川県横浜市教育局

教育委員会による働き方改革の施策の一つとして、業務のアウトソーシングを積極的に推進している。教職員が行っていたプール清掃業務を希望する全学校（令和5年度は460校で実施予定）で民間事業者や障害者就労施設に外部委託し、負担軽減を図ることで、教職員が本来行うべき業務に時間を使えるようにしているほか、校内清掃などの軽作業や教室のワックスがけを障害者就労施設に外部委託するモデル事業にも取り組んでいる。

背景及びこれまでの取組状況

<法的根拠>

清掃指導については、義務付けがなされているものではないが、小学校学習指導要領においては下記のとおり記載。
● 小学校学習指導要領（特別活動）
清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。
※なお、中学校学習指導要領においては、清掃に係る記載はないが、中学校学習指導要領解説（特別活動）において、「日常に行われている清掃や日直などの当番の活動」が、「教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きいものの例示として挙げられている。

学校における環境衛生の維持については、学校保健安全法第6条、学校環境衛生基準。
● 学校保健安全法第6条
（学校環境衛生基準）
第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十三年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員 の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。
2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
3 （略）

● 学校環境衛生基準 ※関連部分
第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
学校の清潔	(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	29.8%	27.7%	27.7%
	政令市	25.0%	45.0%	45.0%
	市区町村	10.0%	14.8%	15.9%

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	5,912	(33.3%)	4,904	(28.1%)	2,126	(30.6%)
	削減すべきだが削減は難しい	8,154	(45.9%)	8,177	(46.8%)	2,983	(43.0%)
⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	無回答	3,696	(20.8%)	4,396	(25.2%)	1,830	(26.4%)
		17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	523	(6.4%)	569	(7.0%)	211	(7.1%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,647	(44.7%)	4,108	(50.2%)	1,679	(56.3%)
	3.地域の理解が必要となるため	565	(6.9%)	585	(7.2%)	131	(4.4%)
	4.保護者の理解が必要となるため	1,637	(20.1%)	1,264	(15.5%)	335	(11.2%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	2,116	(26.0%)	1,744	(21.3%)	541	(18.1%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	3,267	(40.1%)	2,711	(33.2%)	736	(24.7%)
	7.その他	547	(6.7%)	612	(7.5%)	267	(9.0%)
	無回答	519	(6.4%)	554	(6.8%)	124	(4.2%)
	回答件数	8,154	(100.0%)	8,177	(100.0%)	2,983	(100.0%)

<関係通知等>
○ 学校環境衛生管理マニュアル（平成30年6月）※関連部分例
第1章 学校環境衛生活動
4 学校環境衛生活動の進め方
（2） 学校環境衛生活動の進め方と関係教職員等の役割
（略）学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。以下同じ。）が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。（略）
⑤ 日常点検
各教室の環境については学級担任の役割にするなど、校務分掌等に基づき教職員の役割を明確に実施する。
関係教職員等：学級担任、教科担任、園長・校長・学長、副園長・副校長・教頭等、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）等

5 学校環境衛生活動の内容
（3） 定期検査、日常点検及び臨時検査
② 日常点検
日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等において、主として官能法によりその環境を点検し、その点検結果を定期検査や臨時検査に活用したり、必要に応じて事後措置を講じたりするためのものである。各教室の環境については学級担任の役割とするなど、校務分掌等に基づき教職員の役割を明確にした上で、確実に実施する必要がある。
学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。

第Ⅱ章 学校環境衛生基準
第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
1 学校の清潔
清潔とは、感覚的にきれいと感じることができる状態であることのほかに、微生物や化学物質による汚染が見られず、ごみ等その場に不用のものがいない状態を指す。
（1） 大掃除の実施
A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。

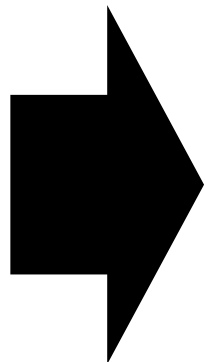
清掃については、児童生徒等により定期的に行われるものであるが、定期的に大掃除を行い、日常できない部分まで清掃を行う。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

(8) 部活動

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 都道府県及び指定都市においては部活動指導員をはじめとした外部人材の参画はほぼ100%となっているほか、市区町村の数値も年々向上している。
- 教員勤務実態調査の結果では、中学校教員の土日の勤務時間が顕著に減少していることや、部活動の週平均活動日数が大きく減少していること等から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」をはじめとした取組が効果的だったことが示唆される。
- 一方、「削減すべきだが削減は難しい」との回答の方が多く、特定の理由に回答が集中するというより、慣行・文化、地域・保護者・生徒の理解、追加的な人材等がまんべんなく理由とされている。
- これらを踏まえ、部活動については、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて改革推進期間の取組を着実に進めていくことに加えて、教師以外の担い手となる部活動指導員についてはその配置を拡充すべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）や、優良事例の普及、広報活動
- 令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進（部活動指導員の配置拡充含む）

【都道府県教育委員会】

- 首長部局や教育委員会、学校、保護者、団体等の関係者からなる協議会など、関係者間の連携体制を構築し、新たなスポーツ・文化芸術環境について検討し、実施。また、方針の策定や周知に取組み、改革推進期間内の取組を引き続き強力に推進

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 国のガイドラインや県の方針等を踏まえ、関係者間の連携体制を構築し、新たなスポーツ・文化芸術環境について検討し、実施。また、方針の策定や周知に取組み、改革推進期間内の取組を引き続き強力に推進

【学校】

- 部活動の適切な運営のための体制を整備するほか、部活動改革の取組への協力・協働

自治体での取組例

長崎県長与町教育委員会（運動部活動）

令和3・4年度に、地域部活動推進事業を実施し取組を推進。休日の運動部活動の地域移行の課題等について検討委員会を開催し、長与町運動部活動地域移行推進計画を策定。令和4年度末までに2種目を地域の活動に移行。令和5年4月から休日の運動部活動（12種目）を全て廃止し、地域スポーツ活動に移行。令和4年度の実践研究事業では、顧問を務めていた教員6名の月別超過勤務時間が、平均して71.5時間から38.5時間へと大幅に減少した。

兵庫県教育委員会、加古川市教育委員会、淡路市教育委員会（文化部活動）

令和4年度、加古川市において地域部活動推進事業を実施。前年度に同事業を実施した淡路市とも連携し、部数の多い吹奏楽部を中心に休日の部活動の地域移行を推進するため、「教員の働き方改革」、「地域指導者の確保」、「教員以外による大会等への引率」などの課題について、市内中学校を拠点校とし、地域指導者による単独指導や大会等の引率について実践研究により検証。2年間の研究成果を「持続可能な文化部活動の実施に向けて」としてリーフレットにまとめて、周知した。

引き続き、令和5年度には、県内4市町を中心に地域移行に向けた取組を推進する。

背景及びこれまでの取組状況

＜法的根拠＞

● 中学校学習指導要領（総則）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする

＜関係通知等＞

○ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

- 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする
 - ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上）
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。※文化部活動における休養日及び活動時間についても、同様とする。

- 公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。
- 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

＜教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査＞

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	97.9%	100.0%	100.0%
	政令市	100.0%	100.0%	100.0%
	市区町村	65.2%	68.9%	71.0%

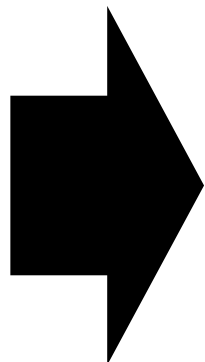
＜令和4年度教員勤務実態調査速報値＞

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 ⑧部活動（中学校、高等学校のみ）	削減すべきで削減可能	-	-	7,080 (	40.5%)	2,675 (	38.6%)
	削減すべきだが削減は難しい	-	-	7,857 (	45.0%)	3,071 (	44.3%)
	無回答	-	-	2,540 (	14.5%)	1,193 (	17.2%)
	合計	-	-	17,477 (	100.0%)	6,939 (	100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	-	-	510 (	6.5%)	187 (	6.1%)
	2.いまだ実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	-	-	3,303 (	42.0%)	1,457 (	47.4%)
	3.地域の理解が必要となるため	-	-	2,686 (	34.2%)	660 (	21.5%)
	4.保護者の理解が必要となるため	-	-	3,761 (	47.9%)	1,215 (	39.6%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	-	-	3,383 (	43.1%)	1,219 (	39.7%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	-	-	4,136 (	52.6%)	1,443 (	47.0%)
	7.その他	-	-	473 (	6.0%)	210 (	6.8%)
	無回答	-	-	494 (	6.3%)	112 (	3.6%)
	回答件数	-	-	7,857 (	100.0%)	3,071 (	100.0%)

(9) 給食時の対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は、いずれもほぼ横ばいであり、「削減すべきだが削減は難しい」と考える教師が約60%程度となっている。
- 引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、給食の準備や片付け等の給食指導時に学級担任の業務支援のために、地域ボランティア等の人材を活用するなど、教師一人ひとりの負担を軽減していくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 標準職務例通知（※）等を通じて、栄養教諭等との連携を周知
（※）養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）（令和5年7月）

【都道府県教育委員会】

- 国の標準職務例通知（※）等を周知
（※）養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）（令和5年7月）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 栄養教諭の標準職務を明確化し、適切な校務分掌を定める

【学校】

- 地域ボランティア等の活用を検討

自治体での取組例

佐賀県玄海町教育委員会

退職教員や支援員を町費で雇い、小学校低学年などの給食時において特に指導が必要な児童生徒に対して、配膳や片付け等の手伝いを行っており、学級担任の業務の負担軽減につながっている。

栃木県栃木市教育委員会

栄養教諭が給食時間に教室を訪問し、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、食事の受け渡し、食事内容や喫食状況の確認、相談指導を行っている。給食時の対応のうち、個別に支援が必要な児童生徒への対応を栄養教諭が行うことで、業務の軽減につながっている。

背景及びこれまでの取組状況

<法的根拠> 食育基本法、学校給食法、学習指導要領 等

● 食育基本法 第5条

「子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこと」

● 学校給食法 第2条

「学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない」

● 学習指導要領（特別活動）

「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」
「給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくする」

<関係通知等>

○ 学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）

※各学校等において食物アレルギー対応を行う上での参考資料として国が作成。

○ 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月）

「給食指導においては、学校における食に関する指導の中核を担う栄養教諭がその役割を一層果たすことが求められることから、学級担任と栄養教諭との連携により、学級担任一人一人の負担を軽減すること。

また、ランチルームなどで複数学年が一斉に給食をとったり、教師の補助として地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、教師一人一人の負担を軽減するための運営上の工夫を図ること。

学校給食における食物アレルギー対応については、事故防止を最優先とし、学校給食調理場の施設設備や人員等に鑑み、過度で複雑な対応は行わないこと。こうした対応等について、児童生徒等や保護者に対し理解を求めていくこと。」

○ 学校給食実施基準の一部改正について（通知）（令和3年2月）

「学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任や教科担任と栄養教諭等とが連携しつつ、給食時間はもとより、各教科等において、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に進めるよう配慮すること。」

「食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	29.8%	27.7%	27.7%
	政令市	30.0%	40.0%	45.0%
	市区町村	18.2%	18.7%	20.7%

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	2,709	(15.3%)	2,932	(16.8%)	2,151	(31.0%)
	削減すべきだが削減は難しい	10,676	(60.1%)	9,988	(57.1%)	2,478	(35.7%)
⑨給食時の対応	無回答	4,377	(24.6%)	4,557	(26.1%)	2,310	(33.3%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	566	(5.3%)	586	(5.9%)	171	(6.9%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	4,003	(37.5%)	4,451	(44.6%)	1,091	(44.0%)
	3.地域の理解が必要となるため	686	(6.4%)	729	(7.3%)	132	(5.3%)
	4.保護者の理解が必要となるため	3,874	(36.3%)	2,934	(29.4%)	814	(32.8%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	4,494	(42.1%)	3,390	(33.9%)	828	(33.4%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	4,003	(37.5%)	3,207	(32.1%)	618	(24.9%)
	7.その他	709	(6.6%)	675	(6.8%)	153	(6.2%)
	無回答	657	(6.2%)	648	(6.5%)	114	(4.6%)
	回答件数	10,676	(100.0%)	9,988	(100.0%)	2,478	(100.0%)

(10) 授業準備

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

●取組状況は少しずつ向上している。また、意識調査では、負担感が強いものの、やりがいや重要性は高いという結果も出ている。

●授業準備は、教師でなければならないものであり、授業の質に直結する重要な業務である。これまで以上に教師がその内容に集中できるよう、文科省通知（※）等を踏まえ、例えばプリントの印刷や掲示準備等については教員業務支援員との連携を強化すること等を通じて、教師が準備そのものに集中できる環境を整備すべきではないか。

※学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和3年8月）

●さらに、学校DXの推進により、効果的・効率的な授業準備が行えるようになった面があることを踏まえ、引き続きICT活用は推進していくとともに、限られた時間の中でも質の高い授業準備ができるよう、意識改革を図っていくべきではないか。

●標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校（※※）については、対応を早急に検討し、令和6年度から改める必要があるのではないかと。

※※標準授業時数1015単位時間に対して、約4割の学校（小5、中2）が1086単位時間以上（平成31年の学校における働き方改革に関する答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘）を計画。（出典：令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査調査結果）

考えられる対応策の例（案）

【国】

- 教員業務支援員や情報通信技術支援員の配置拡充
- 学校DXの一層の推進（デジタル教科書の導入推進を含む）

【都道府県教育委員会】

- 秋頃に策定予定の教員業務支援員の手引き（仮称）等を踏まえ、教員業務支援員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施
- 新任教員や若手教師をはじめとする教員に対するオンデマンド型などによる効率的・効果的な研修の推進や、指導主事の派遣による校内研修のサポートなど授業準備に係る支援

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保
- 新任教員や若手教師をはじめとする教員に対するオンデマンド型などによる効率的・効果的な研修の推進や、指導主事の派遣による校内研修のサポートなどの授業準備の支援
- 例えば採択した教科書に準拠した指導案の提供や指導計画の作成に係る研修の適切な実施など、授業準備を効果的・効率的に行うために必要な措置

【学校】

- ICT活用推進による指導案作成の効率化や教材研究・教材作成の効率化の推進

授業準備と密接に関わる総授業時数についても、以下のような取組を行う

【国】

- すべての学校に対し、以下の点から各学校の総授業時数等について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むよう求める（点検の観点の例）
 - ・児童生徒の学習状況や教職員の勤務の状況
 - ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
 - ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫ができないかどうか例①実際の年間授業週数を踏まえた過当たりコマ数の適切な設定（例えば小5で28コマ）
例②総授業時数を確保した上での1コマ40分による時間割編成等
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか
- 特に、令和5年度当初において標準授業時数を大幅に上回って（年間1086単位時間以上）いと認められる教育課程を編成していた学校については、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画となるよう教育委員会や学校に求める
- 持ちコマ数の軽減にも資する小学校高学年における教科担任制推進のための加配定数の改善

【都道府県教育委員会】

- 小学校高学年における教科担任制推進のための加配定数も活用した指導体制の確保（指定都市教育委員会も含む）
- 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施が各学校において推進されるよう、例で示した観点からの点検を促進するとともに国が示した工夫例を参考に、域内の教育委員会における時間割編成等の工夫を図られるよう指導・助言

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 所管の学校のエデュケーションの編成・実施状況を確認し、標準授業時数を大幅に上回って（年間1086単位時間以上）いと認められる教育課程を編成している学校があった場合には、文科省事務連絡（※※※）等の趣旨等を踏まえ、令和6年度から改善するよう指導・助言
- ※※※「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（周知）（事務連絡）（令和5年4月）
- 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施が各学校において推進されるよう、例で示した観点からの点検を促進するとともに国が示した工夫例を参考に、域内の学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言

【学校】

- 例で示した観点から授業時数について点検し、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む
- 令和5年度において標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している場合には、令和6年度以降の教育課程編成において見直すことを前提に点検を行い、指導体制の充実や教育課程の編成の工夫等により、指導体制に見合った計画とする

自治体での取組例

愛知県春日井市教育委員会

授業研究会においてクラウドを活用し、指導案作成の効率化を実施。プレゼンテーションソフト等をクラウド上で共有、共同編集し、参会者の意見を集約することで、それぞれの意見の共有にかかっていた時間を短縮している。

静岡県静岡市教育委員会

家庭学習カードをクラウド上で共有できるようオンライン化を実施。児童生徒が入力した内容は、すぐに共有され、教師も確認することができる。提出物の整理、内容の確認のための時間と手間を省くことができる。

鹿児島県鹿児島市教育委員会

教育委員会と所管の学校同士や、教師同士、または教師と指導主事がつながり、情報交換できるオンライン上のプラットフォームを構築し、どの学校でも使われるファイルや資料などを共有することで、指導案等を作成する時間を短縮できる。

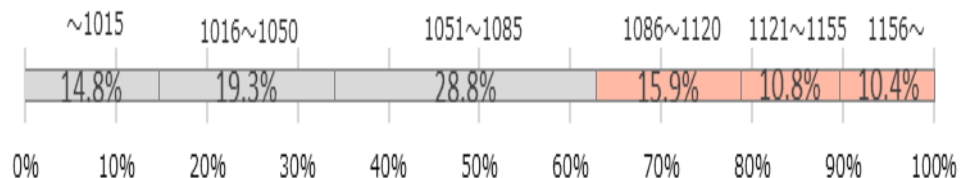
富山県高岡市教育委員会

まとめの段階のノートをデジタル化し、クラウド上で教師と児童生徒が共有することで、即時のフィードバックが可能となる。

（参考 1）公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果より ※平成30年度及び令和4年度

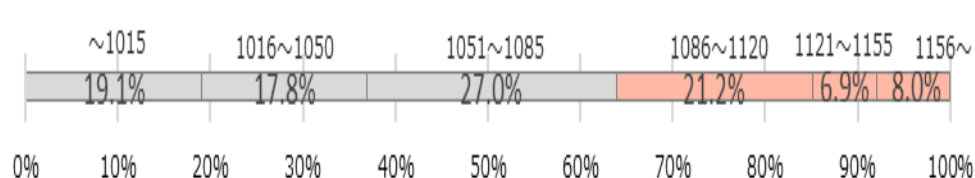
小5（1単位時間45分）

小学校 第5学年	令和4年度計画	（参考）平成30年度計画
	1078.3（1015）	1061.0（995）



中2（1単位時間50分）

中学校 第2学年	令和4年度計画	（参考）平成30年度計画
	1073.9（1015）	1073.9（1015）



（参考２）教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫例

- 小学校高学年の教育課程の編成にあたり、実際に年間35週以上、授業を実施している現状があるため、週当たりの授業時数を29単位時間※に捉われず編成しても、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図ることができている。 ※1015単位時間÷35週で29単位時間となる。（小学校等における取組）
- 小学校高学年の教育課程の編成にあたり、1単位時間45分ではなく、例えば、1単位時間40分として年間の標準授業時数について計算し直した上で、年間の授業日数に応じて時間割を編成することで、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図っている。（小学校等における取組）
- 次年度の教育課程の編成の計画に生かすことができるよう、学期ごと、月ごとに年間指導計画の進捗状況と授業時数の運用状況を適切に把握することで、今年度の実績を次年度の年間指導計画において配当する授業時数の見直しにつなげている。（小・中学校等における取組）
- 保護者をはじめ地域住民に対し、各学校のウェブサイトなどにおいて、年間指導計画、その実施状況等について常に情報共有し理解促進を図る中で、例えば、順調に学習が進んでいる場合には、3学期において授業時数の配当を見直すなど柔軟な運用を行っている。（小・中学校等における取組）
- 教育委員会が所管の小中学校の学校訪問を行う機会などを活用し、今後の教育課程の編成・実施に際して、児童生徒の学習の進捗状況と授業時数の実績を踏まえ、授業時数の配当の見直しができるよう、教育委員会が支援・後押しを行っている。（教育委員会における取組）

（出典）「令和４年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（周知）（令和５年４月21日付け事務連絡）【別紙】

<法的根拠>

● 学校教育法第37条第11項
教諭は、児童の教育をつかさどる。

● 小学校学習指導要領（総則）

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

※中学校、高等学校等においても同様の記載。

<関係通知等>

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）（平成29年3月）
（2）知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
・我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要であること。（略）これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
・資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと
（4）新学習指導要領等の周知・徹底
（略）学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。
○ 「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（周知）（令和5年4月）
1. 今回の調査では、前回調査（「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」）と同様に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）別表第一、別表第二に定める標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかとなったところ。このことを踏まえ、各教育委員会及び各学校におかれましては、今後の教育課程の編成・実施に際して、以下の(1)から(3)の点にも御留意くださいますようお願いいたします。
(1) 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであることを踏まえ、各学校においては、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること。
(2) 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。
(3) 教育課程の編成・実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要であること。

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	55.3%	57.4%	61.7%
	政令市	95.0%	95.0%	100.0%
	市区町村	44.7%	64.1%	68.0%

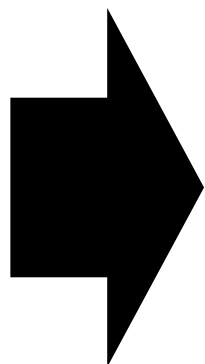
<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校	中学校	(参考) 高等学校
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 ⑩授業準備	削減すべきで削減可能	1,754 (9.9%)	1,334 (7.6%)	581 (8.4%)
	削減すべきだが削減は難しい	10,305 (58.0%)	9,673 (55.3%)	3,516 (50.7%)
	無回答	5,703 (32.1%)	6,470 (37.0%)	2,842 (41.0%)
	合計	17,762 (100.0%)	17,477 (100.0%)	6,939 (100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	1,672 (16.2%)	1,797 (18.6%)	790 (22.5%)
	2.いままです実施してきた取組・慣行はなかなか見直づらい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,779 (36.7%)	3,941 (40.7%)	1,595 (45.4%)
	3.地域の理解が必要となるため	427 (4.1%)	410 (4.2%)	96 (2.7%)
	4.保護者の理解が必要となるため	1,705 (16.5%)	1,221 (12.6%)	360 (10.2%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	2,680 (26.0%)	1,794 (18.5%)	601 (17.1%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	3,016 (29.3%)	2,228 (23.0%)	560 (15.9%)
	7.その他	1,146 (11.1%)	1,264 (13.1%)	468 (13.3%)
	無回答	665 (6.5%)	640 (6.6%)	154 (4.4%)
回答件数		10,305 (100.0%)	9,673 (100.0%)	3,516 (100.0%)

(11) 学習評価や成績処理

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は、政令市は伸びが見られるものの、都道府県及び市区町村は低い水準にとどまっている。
- 「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が慣行を見直しづらい等の学校文化であることを踏まえ、引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、これまで以上に、国、教育委員会が明確なメッセージを出しながら、学校長のリーダーシップ等により、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフやICTの活用を大胆に進めていくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 教員業務支援員や情報通信技術支援員の配置拡充（再掲）
- 学校DXの一層の推進（再掲）

【都道府県教育委員会】

- 秋頃に策定予定の教員業務支援員の手引き（仮称）等を踏まえ、教員業務支援員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施（再掲）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保（再掲）
- 採点ソフトや校務支援システム等について教師の業務負担の軽減につながる活用に向けた支援

【学校】

- 文科省通知（※）等を踏まえ、採点業務の補助については教員業務支援員等と積極的に連携するほか、採点ソフトや校務支援システム等のICTツールを一層活用

※学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)（令和3年8月）

自治体での取組例

東京都江戸川区教育委員会

教員業務支援員の業務内容を有効にマネジメントできるよう、学校や教員業務支援員向けに業務内容等を整理した「業務の手引き」を作成し、採点業務の補助（簡易的な丸付け、採点）や、成績管理のための代理入力等を教員業務支援員に担ってもらえるよう周知をしている。各学校でも、教員業務支援員に採点業務の補助に入っていただくことで、教師との役割分担がうまく行われ、負担軽減につながっている。

宮城県塩竈市立杉の入小学校

端末でAIドリルを活用して習熟に係る問題演習等を実施することで、自動採点までを効率的に行うことができ、それまで手作業で実施していた採点等の時間を削減、短縮することができた。また、児童一人一人の進捗状況等を適切に把握し、それぞれに合った助言等を有効に実施することができ、教師の負担軽減と児童の学びの質の向上につながっている。

背景及びこれまでの取組状況

＜法的根拠＞

- 学校教育法第37条第11項

教諭は、児童の教育をつかさどる。

※丸付け、プリント印刷、教材準備等については、教諭等以外も行うことが可能。

（指導要録に関して）

- 学校教育法施行規則第24条、第28条第1項第4号

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 学校教育法施行規則第28条第1項第4号

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

（各学年の修了等の認定について）

- 学校教育法施行規則第57条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

＜関係通知等＞

（学習指導要録に関して）

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月）

「文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりまとめました。」

〔別紙1〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙2〕中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙3〕高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

〔別紙4〕各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）

〔別紙5〕各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

（学習指導要録の電子化に関する業務）

- 指導要録の原本の電子保存による校務の情報化の推進について（事務連絡）（令和5年4月）

「指導要録の原本の電子化の取組に資するよう、押印を省略した指導要録の参考様式と実際の取組事例を参考としてお示します。」

＜教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査＞

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	29.8%	34.0%	36.2%
	政令市	50.0%	50.0%	80.0%
	市区町村	25.0%	35.7%	38.5%

＜令和4年度教員勤務実態調査速報値＞

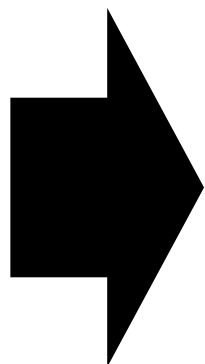
		小学校		中学校		（参考）高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 ①学習評価や成績処理	削減すべきで削減可能	2,486	(14.0%)	1,998	(11.4%)	819	(11.8%)
	削減すべきだが削減は難しい	10,108	(56.9%)	9,531	(54.5%)	3,522	(50.8%)
	無回答	5,168	(29.1%)	5,948	(34.0%)	2,598	(37.4%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	1,619	(16.0%)	1,641	(17.2%)	735	(20.9%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しが難しい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,897	(38.6%)	4,125	(43.3%)	1,726	(49.0%)
	3.地域の理解が必要となるため	580	(5.7%)	527	(5.5%)	80	(2.3%)
	4.保護者の理解が必要となるため	3,289	(32.5%)	2,462	(25.8%)	637	(18.1%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	2,977	(29.5%)	2,380	(25.0%)	704	(20.0%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	2,663	(26.3%)	2,180	(22.9%)	603	(17.1%)
	7.その他	707	(7.0%)	817	(8.6%)	333	(9.5%)
	無回答	643	(6.4%)	637	(6.7%)	154	(4.4%)
	回答件数	10,108	(100.0%)	9,531	(100.0%)	3,522	(100.0%)

(12) 学校行事の準備・運営

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は少しずつ向上していることに加え、行事の精選等については、前向きな回答も多い。教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が高い一方で、やりがいや重要性も高いとの回答が見られた。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後は、これまで制限されてきた学校における教育活動の再開が検討されることとなるが、その際には、コロナ禍に行われた活動の工夫や見直しの内容、令和4年の文科省通知（※）における行事の精選や見直し等についての趣旨も踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直したうえで、真に必要な活動を中心にその在り方を検討していくことが必要ではないか。

※令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月）



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）

【都道府県教育委員会】

- 秋頃に策定予定の教員業務支援員の手引き（仮称）等を踏まえ、教員業務支援員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施（再掲）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議の協議事項とすることも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信（再掲）
 - 文科省事務連絡（※）等を踏まえ、所管の学校において、単にコロナ禍以前の姿に戻らずに、行事の在り方が検討されるよう、指導・助言及び学校の取組を支援
- （※）新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について（事務連絡）（令和5年4月）

【学校】

- 文科省事務連絡（※）等を踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直したうえで、真に必要な活動を中心にその在り方を検討、実施
- 行事の準備に当たっては、文科省通知等を踏まえ、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底し、教師の負担を軽減

自治体での取組例

熊本県熊本市教育委員会

運動会について、開会式を簡素化したり全体行進を省略したりすることで、全体での練習時間を減らした。また、音楽会の楽曲を教科書や学習内容に沿ったものから選ぶことで負担軽減につなげた。

兵庫県小野市教育委員会

入学式・卒業式について、厳粛かつ清新な雰囲気の中、新しい生活への動機付け等の本来の目的を大切にしながら、教育委員会告辞を廃止するなど、慣例的・形式的な要素を見直した。これにより練習時間や式典時間の短縮、準備に関する業務の縮減へとつながっている。

背景及びこれまでの取組状況

<法的根拠> 学習指導要領

<学校行事の準備及び運営>

● 学習指導要領（特別活動）における規定の趣旨

・特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力の育成を目指す教育活動であり、学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の四つの内容から構成されている。

・学校行事は、全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、集団や社会の形成者として求められる資質・能力を育成することを目指すものである。

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事といった各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるようになるよう指導する。（留意事項）

・学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。

・児童生徒や学校、地域の実態に応じて、行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することとし、年間・学期・月ごとに適切な授業時数を充てる。

※学校行事（特別活動）として行うもののほかに、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などにおいて、学習内容によって校外での学習を行うことがある。

<地域行事等への参画等>

教育基本法、社会教育法等において、学校・家庭・地域の連携の重要性について規定しているが、教職員の職務として地域の行事への参画や協力について規定しているものはなく、時間外勤務としていわゆる超勤 4 項目に該当しない地域の行事への参加等を命じることはできない。

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している		令和元年	令和 3 年	令和 4 年
	都道府県	59.6%	57.4%	59.6%
	政令市	70.0%	65.0%	90.0%
	市区町村	44.3%	44.1%	48.3%

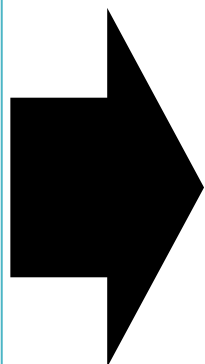
<令和 4 年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		（参考）高等学校	
組織的な取組等により、働き方改革等の観点からさらなる精選等（行事や内容を絞る、行事間の関連や統合を図るなど。以下同じ。）をすべきであり、それが可能と考える学校行事はありますか	はい	11,147	(62.8%)	10,066	(57.6%)	3,598	(51.9%)
	いいえ	6,502	(36.6%)	7,280	(41.7%)	3,294	(47.5%)
	無回答	113	(0.6%)	131	(0.7%)	47	(0.7%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
組織的な取組等により、働き方改革等の観点からさらなる精選等をすべきだが、それが困難であるとする学校行事はありますか(※)	はい	6,686	(37.6%)	6,359	(36.4%)	2,332	(33.6%)
	いいえ	10,857	(61.1%)	10,886	(62.3%)	4,518	(65.1%)
	無回答	219	(1.2%)	232	(1.3%)	89	(1.3%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
組織的な取組等により、働き方改革等の観点からさらなる準備（練習を含む）の簡素化や縮減をすべきであり、それが可能と考える学校行事はありますか	はい	9,039	(50.9%)	7,848	(44.9%)	2,451	(35.3%)
	いいえ	8,432	(47.5%)	9,333	(53.4%)	4,386	(63.2%)
	無回答	291	(1.6%)	296	(1.7%)	102	(1.5%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
組織的な取組等により、働き方改革等の観点からさらなる準備（練習を含む）の簡素化や縮減をすべきだが、それが困難であるとする学校行事はありますか(※※)	はい	4,678	(26.3%)	4,381	(25.1%)	1,437	(20.7%)
	いいえ	12,676	(71.4%)	12,687	(72.6%)	5,322	(76.7%)
	無回答	408	(2.3%)	409	(2.3%)	180	(2.6%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
(※)で「はい」又は(※※)で「はい」と回答した場合、さらなる学校行事の精選等、準備（練習を含む）の簡素化や縮減をすべきと考えているものの、それが困難であるとするのはなぜですか	既に学校行事の精選等、準備（練習を含む）の簡素化や縮減に向けた十分な取組を実施しているため	1,180	(15.2%)	1,170	(16.2%)	356	(13.6%)
	いまだで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	2,984	(38.3%)	3,265	(45.1%)	1,389	(53.2%)
	地域の理解が必要となるため	346	(4.4%)	217	(3.0%)	43	(1.6%)
	保護者の理解が必要となるため	1,586	(20.4%)	781	(10.8%)	196	(7.5%)

(13) 進路指導

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は、高等学校を所管する都道府県で他よりも高い水準にあるものの、その他はほぼ横ばいであり、削減に関しても難しいと考える教師が半分以上となっている。
- 進路指導は、生徒の個人情報や成績などの機微な情報を扱い、特に担任の教師でなければならない業務が多くあるが、引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、進学先や就職先の情報収集や整理等は事務職員や支援スタッフとの連携により教師の負担軽減を図っていくべきではないか。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充

【都道府県教育委員会】

- 進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、統一化の推進

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、統一化の推進
- 教員業務支援員等の支援スタッフの確保

【学校】

- 進路希望調査のWEBアンケート化や支援スタッフによる進路指導の補助

自治体での取組例

鳥取県教育委員会

就職希望者に対する面接指導、授業・ホームルーム活動等での進路指導における教師の補助、進路相談における教師の補助、新しい進路指導プログラムの作成補助など、進路指導を支援するスタッフの配置を行っている。

富山県教育委員会

特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労による自立と社会参加に向け、特別支援学校・企業・家庭・教育委員会が一体となって、更なる就労支援の連携体制づくりを推進するため、特別支援学校就労応援コーディネーターの配置支援を行っている。「生徒と企業のマッチング」、「教師や生徒、保護者への企業情報の提供」等を行い、教師の進路指導における負担軽減を図っている。

背景及びこれまでの取組状況

<法的根拠>

- 学校教育法
第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一～九 （略）
 - 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一 （略）
 - 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - 三 （略）
- 学校教育法施行規則
第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。
 - 2 （略）
 - 3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

● 中学校学習指導要領（総則）

- ・第1章 総則
 - 第4 生徒の発達への支援
 - 1 生徒の発達を支える指導の充実
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

● 高等学校学習指導要領（総則）

- ・第1章 総則
 - 第5款 生徒の発達への支援
 - 1 生徒の発達を支える指導の充実
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	80.9%	78.7%	89.4%
	政令市	50.0%	40.0%	40.0%
	市区町村	14.9%	8.5%	9.0%

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校	(参考) 高等学校
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。	削減すべきで削減可能	2,355 (	13.3%)	1,759 (	10.1%)
	削減すべきだが削減は難しい	9,697 (	54.6%)	9,604 (	55.0%)
	無回答	5,710 (	32.1%)	6,114 (	35.0%)
	合計	17,762 (	100.0%)	17,477 (	100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。（複数回答）	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	856 (	8.8%)	1,147 (	11.9%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,123 (	32.2%)	4,163 (	43.3%)
	3.地域の理解が必要となるため	657 (	6.8%)	708 (	7.4%)
	4.保護者の理解が必要となるため	4,785 (	49.3%)	4,197 (	43.7%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	4,080 (	42.1%)	3,736 (	38.9%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	2,350 (	24.2%)	2,088 (	21.7%)
	7.その他	381 (	3.9%)	612 (	6.4%)
	無回答	663 (	6.8%)	614 (	6.4%)
	回答件数	9,697 (	100.0%)	9,604 (	100.0%)

<関係通知等>

○ 中学校・高等学校キャリア教育の手引き（令和5年3月）

- 第1節 校内組織の整備
 - 2 生徒に対する指導体制
- （略）キャリア教育の学習が進む中で、生徒の問題の解決や体験的な活動の幅が広がったり多様化したりすることや、学習の追究が次々と深化・拡大することは、当然おこり得ることであり、学級担任・ホームルーム担任一人だけでは対応できない状況が出てくる。このような場合に、学年の教師集団が指導を分担する工夫も必要となる。また、学習内容によっては、他学年・学科の教師や養護教諭等の専門性を生かした学校全体の支援体制が必要になる。
- このような複数の教職員による指導を可能にするには、時間割の工夫のほか、全教職員が自分の学級・ホームルームや学年・学科だけでなく、他の学級・ホームルームや学年・学科のキャリア教育の実施状況を十分把握しておくことが大切である。その意味で、学級担任・ホームルーム担任は、キャリア教育の実施状況を様々な形で他の学級・ホームルームや学年・学科に公開する必要がある。例えば、日常の授業の公開のほか、生徒の学習活動の様子を校務支援システムで共有することなどは有効である。

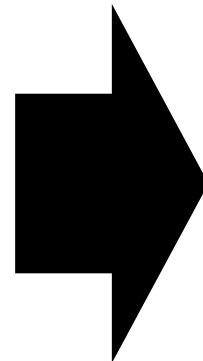
3 実践を支える運営体制

- イ キャリア教育推進委員会
- キャリア教育の全体計画及び年間指導計画の実施や評価、各分担及び学年・学科間の連絡・調整、実践上の課題解決や改善を図るため、関係教職員で組織する。
- 構成については学校の実態によって様々考えられるが、例えば、教頭、教務主任、研究担当、特別活動担当、学年・学科主任などが考えられる。協議内容によっては、図書館教育担当や養護教諭、情報教育担当等を加える場合もある。小規模校であれば、教頭、教務主任、研究担当、特別活動主任などから構成することが考えられる。
- これらの関係教師間の連携強化のために連絡・調整を行うとともに、キャリア教育推進委員会の円滑な運営を図るほか、全体計画をはじめとする各種計画の作成・運用・評価についての調整、校外の支援者との連携のためにコーディネータ役の教師を置くことも有効である。

(14) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況からは、ほぼすべての地方公共団体において専門的な人材等の参画が図られている状況がわかる一方で、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由は保護者理解が約6割と最も高いことから、引き続き国や教育委員会による明確なメッセージが求められるのではないかと。
- 引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、教師以外の対応の担い手となる支援スタッフについて配置の拡充を図っていくべきではないかと。
- 特に、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応については、学校・教師を守るという観点に加え、子供の安全・安心な学びの確保や保護者の相談支援という観点からも、教育委員会等の行政による支援体制の構築を検討する必要があるのではないかと。



考えられる対応策の例（案）

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
- SC、SSW、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導支援員、スクールロイヤー等をはじめとした支援スタッフの配置支援の拡充
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい学校、保護者等間の事案について、教育委員会等の行政による支援体制の構築に向けて必要な取組を検討

【都道府県教育委員会】

- 支援スタッフの配置等について、市町村教育委員会を支援
- 支援スタッフの人材確保・効果的な配置方法の検討

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 支援スタッフの人材確保・効果的な配置方法の検討
- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信（再掲）
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい学校、保護者等間の事案について、教育委員会等の行政による支援体制を構築

【学校】

- 児童生徒への支援の充実につなげるための、支援スタッフの活用

自治体での取組例

新潟県新潟市教育委員会

「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、教職員のキャリアステージに応じた研修の設定、及び「いじめの程度表」の全教職員への配布といった教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組の徹底を実施。

東京都教育委員会

東京都内の中学校約600校のうち、不登校児童生徒が多い100校程に一名ずつの加配を配置している。加配教員の授業時間数は削減されており、不登校対策に力を入れることで他の教員の負担軽減につながっている。

埼玉県教育委員会 横浜市教育委員会 ほか

各教育委員会において様々な支援がなされており、例えば日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上いる学校に帰国・外国人児童生徒教育の担当教員や、日本語指導補助員や母語支援員等の外部人材の配置がされているほか、多言語翻訳アプリ等のICTが児童生徒や保護者等に対する教育や支援に活用されている。また、来日間もない日本語指導が必要な児童生徒や保護者を対象に、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等が行われている。

三重県桑名市教育委員会

学校に配置する医療的ケア看護職員のほかに、医療的ケアに対する具体的な指導助言を行う巡回指導看護師を教育委員会に配置するとともに、関係者の役割分担の整理等の環境整備を充実させることにより、教育と医療が連携して安心・安全な医療的ケアを行うことができるようになり、医療的ケアに対する教職員の不安が大きく改善し、負担感の軽減につながった。」

鳥取県鳥取市教育委員会

通常の学級に在籍している行動面に困難さのある児童に対して、特別支援教育支援員が本人の特性を踏まえて寄り添い、個別に学習活動の見通しの確認を行ったり声掛けをしたりし、落ち着いて教室で過ごすことができたり、特別支援教育支援員の配置により、担任教員一人では対応が難しい授業中の個別的な支援が可能となっている。

背景及びこれまでの取組状況

関係する法律等は以下のとおり。

※法律の具体的な条文や関係通知等は別紙を参照。

【いじめ】

- いじめ防止対策推進法

【不登校】

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【自殺】

- 自殺対策基本法

【暴力行為・非行行為】

※文部科学省通知が根拠

【貧困・児童虐待】

- 児童福祉法
- 児童虐待の防止等に関する法律
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

【障害】

- 障害者基本法
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 発達障害者支援法
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

【外国人】

- 日本語教育の推進に関する法律

<教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている		令和元年	令和3年	令和4年
	都道府県	97.9%	100.0%	100.0%
	政令市	100.0%	100.0%	100.0%
	市区町村	95.1%	95.4%	97.0%

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

		小学校		中学校		(参考) 高等学校	
各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	削減すべきで削減可能	2,010	(11.3%)	2,391	(13.7%)	1,053	(15.2%)
	削減すべきだが削減は難しい	10,586	(59.6%)	9,776	(55.9%)	3,597	(51.8%)
	無回答	5,166	(29.1%)	5,310	(30.4%)	2,289	(33.0%)
	合計	17,762	(100.0%)	17,477	(100.0%)	6,939	(100.0%)
削減すべきと考えているものの、削減できないと考えるのはなぜですか。(複数回答)	1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため	727	(6.9%)	788	(8.1%)	344	(9.6%)
	2.いままで実施してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため	3,162	(29.9%)	3,491	(35.7%)	1,312	(36.5%)
	3.地域の理解が必要となるため	1,233	(11.6%)	1,318	(13.5%)	369	(10.3%)
	4.保護者の理解が必要となるため	6,563	(62.0%)	5,399	(55.2%)	1,989	(55.3%)
	5.児童生徒の理解が必要となるため	4,934	(46.6%)	4,183	(42.8%)	1,497	(41.6%)
	6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため	3,567	(33.7%)	3,306	(33.8%)	1,099	(30.6%)
	7.その他	518	(4.9%)	503	(5.1%)	170	(4.7%)
	無回答	649	(6.1%)	614	(6.3%)	128	(3.6%)
	回答件数	10,586	(100.0%)	9,776	(100.0%)	3,597	(100.0%)

（１４）支援が必要な児童生徒・家庭への対応

別紙

【いじめ】

<法的根拠>

● いじめ防止対策推進法

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三條 （略）

２ （略）

３ 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一・二 （略）

<関係通知等>

○ 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）

・学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。

・児童生徒の教育相談の充実について（概要）～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（平成29年1月、教育相談等に関する調査研究協力者会議）より抜粋

[SC及びSSWの職務内容]（SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー）

（不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際）

<SC> ・児童生徒及び保護者への助言・援助：個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案

・教職員や組織に対するコンサルテーション：強いストレスを受けたときに起きる心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言

<SSW> ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント：児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案

・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援：児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案

[学校及び教育委員会における体制の在り方]

□ 学校における教育相談体制の在り方について

・校長の役割：学校のリーダーとして教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動を行うとともに、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整等を行い、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要等

・養護教諭の役割：養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要等

・学級担任・ホームルーム担任の役割：児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要等

○ 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月）

○ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（令和5年2月）

○ 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（令和5年7月）

【不登校】

<法的根拠>

● 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第一章 総則

(目的)

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進。

● 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

- ① 魅力あるより良い学校づくり
- ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

- ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- (ア) 状況の把握
- (イ) 組織的・計画的な支援
- (ウ) 登校時における支援
- ③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

<関係通知等>

○ 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成28年9月）

・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」を作成することが望ましい。

○ 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）（平成29年4月）

・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文科科学大臣決定）より抜粋

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(イ) 組織的・計画的な支援

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

○ 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月）

・特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじまない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。

○ 誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策について（通知）（令和5年3月）

・児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することが求められること。その際、教育委員会と福祉部局が協働し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教職員向けの研修会を実施したり、保護者向けの学習会等を開催したりすることも考えられること。

【自殺】

<法的根拠>

● 自殺対策基本法

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 （略）

2 （略）

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

<関係通知等>

○ 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

○ 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（令和5年7月）

「ＳＯＳの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してＳＯＳを出すことのできる環境の整備に努めること。さらに、「24時間子供ＳＯＳダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、ＳＮＳ等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うことの他、相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所に掲示するなどの方法も考えられること。

【暴力行為・非行行為】

<関係通知等>

○ 青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について（通知）（昭和38年10月）

・学校と警察との連絡の強化については、地域の実情に即して、学校と警察署との協議により、具体的な方途を講ずる必要があるが、この場合、個々の非行事例について警察との連絡を密にする方法を講ずるほか、たとえば、学校警察連絡協議会、補導連絡会等の青少年の非行防止に関する組織を設け、これらの組織を通じて非行防止に関する情報の交換、非行防止計画の策定等につき警察と協同して行なうことが望ましいと考えられること。

○ 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について（通知）（平成9年12月）

○ 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（通知）（平成13年4月）

・「心」の問題への適切な対応を図るとともに社会性を育む教育を展開する観点から、スクールカウンセラー等の拡充、体験活動の充実を図ること。
・各地域においては、関係者のネットワーク作りを推進するとともに、問題行動の個々の状況に応じサポートチームを機動的に組織すること。
・教育委員会及び学校においては、問題行動への対応に関する自己点検・自己評価を行うこと。

○ 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について（通知）（平成14年5月）

○ 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（平成27年3月）

・学校においては、学校警察連絡協議会等の枠組みを通じ、警察と連携し、非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的措置について協議を行い、これを計画的に実施するなどの取組が行われてきたところであり、これを一層促進すること。

○ 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

○ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（令和5年2月）（再掲）

【貧困・児童虐待】

<法的根拠>

● 児童福祉法

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

● 児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 （略）

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2・3 （略）

● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者虐待の早期発見等）

第六条 （略）

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

<関係通知等>

○ 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

- ・貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。
- ・児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

○ 生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）（平成27年3月）

○ 平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）（平成28年10月）

○ 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律の公布について（通知）（令和元年7月）

○ 学校・教育委員会等向けの虐待対応の手引き（令和2年6月）

【障害】

<法的根拠>

● 障害者基本法

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

● 発達障害者支援法

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(教育を行う体制の拡充等)

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

● 学校教育法施行規則

第六十五条の二 医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

第六十五条の六 特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

● 学習指導要領（総則）

（※特別支援教育に係る「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成）

・第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

Ⅰ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

<関係通知等>

○ 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月）

- ・各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。
- ・特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日）

○ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）

○ 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和3年8月）

○ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（通知）（令和3年6月）

【外国人】

＜法的根拠＞

● 日本語教育の推進に関する法律

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

● 小学校学習指導要領（総則）

・第1章 総則

第4 児童の発達の支援

（2）海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

● 中学校学習指導要領（総則）

・第1章 総則

第4 児童の発達の支援

（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

● 高等学校学習指導要領（総則）

・第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導（以下「通級による日本語指導」という。）を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

（ア）学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

（イ）学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

＜関係通知等＞

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年1月）

（1）日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。

（2）指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

○ 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について（通知）（令和2年7月）

「…各地方公共団体におかれては、法第5条に基づき、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することから、指針を参酌いただき、必要な措置を講じていただきたいと思います。」

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）（令和4年3月）

4 高等学校学習指導要領の一部改正

日本語の修得に困難のある生徒に対して、規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、日本語の能力に応じた特別の指導の単位の修得の認定については、次のとおりとすること。（第1章第5款2(2)のウ関係）

① 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って日本語の能力に応じた特別の指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならないこと。

文部科学大臣メッセージ

～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える 2019 年から約 4 年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024 年度からの 3 年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約 50 年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長であり服務を監督する各教育委員会であるということを、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思います。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和 5 年（2023 年）8 月 29 日

文部科学大臣 永岡 桂子

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

別添資料 3



～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

1兆5,302億円
1兆5,216億円

文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

・教職員定数の改善 +128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 +105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
・教員給与の改善 +8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 +13億円 計 対前年度 +86億円

①小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6要求
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育



※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 +200人

②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +30人

③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人

(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

④貧困等に起因する学力課題の解消 +70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ①主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置【 拡充 】

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

想定人材



地域の人材
(卒業生の保護者など)

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

概算要求額 : 126億円 (55億円)
人 数 : 28,100人 (12,950人)

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）【 拡充 】

事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- ・TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施に向けた調整等

学校生活適応への支援

- ・校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援

教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

概算要求額 : 45億円 (36億円)
人 数 : 13,800人 (11,000人)

【 新規 】 副校長・教頭マネジメント支援員の配置

事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

(業務内容のイメージ)

教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、学校徴収金等の会計管理 等

想定人材

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

概算要求額 : 17億円 (新規)
人 数 : 2,350人 (新規)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

背景・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。

学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を中心に、様々な専門家も参画する体制を整備。
学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

事業内容

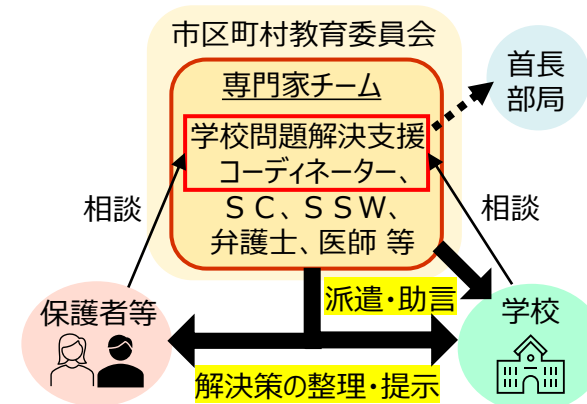
①市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築

- 市区町村教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに**解決策を整理・提示**する。
- **適切な専門家を学校に派遣**し、専門的な立場から解決に向けた**助言**を行う。

<委託先> 市区町村

<件数・単価> 47団体×約400万円（単年）

※教育委員会に委託した場合のイメージ図

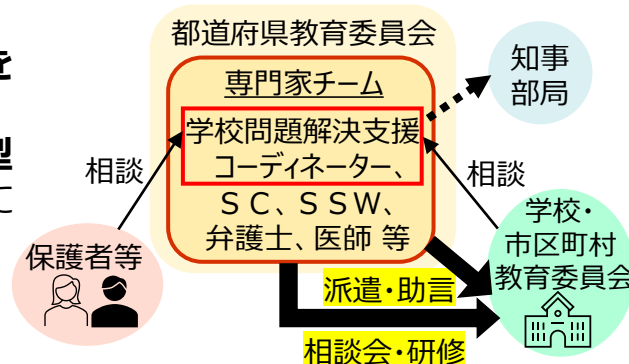


②都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

- 都道府県教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。域内市区町村の学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、**適切な専門家を学校に派遣**し、専門的な立場から解決に向けた**助言**を行う。
- 学校問題解決支援コーディネーター等が市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会の定期的な開催**等を通じ、対応に係る**知見を共有・蓄積**するとともに、**各市区町村関係者のネットワーク構築**を図る。

<委託先> 都道府県

<件数・単価> 10団体×約500万円（単年）



大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業

令和6年度要求・要望額

5億円
(新規)



背景・課題

- 各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数（配当数）を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）など大変憂慮すべき状況。
⇒現下の教師不足の解消のためには、採用選考受験者や管理職等の伝手に止まらない、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を開拓することが必要
- また、昨年12月に出された中央教育審議会答申でも、学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員集団の多様性を高めることの重要性に指摘有り。
⇒民間企業や大学等の団体から学校現場に短期間の入職ルートを創出し、学校現場の多様性を確保。

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
（「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）
- 【民間企業等出身者の割合】
- ・令和4年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合3.6%。
（令和4年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

事業内容

- 教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援。
- 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスキングのための研修等を担う。
また、学校現場への入職を希望する者に対し、例えば、以下のパターンでの入職を促す。

パターン(1)：教員免許保有者の場合、入職のための事前研修を実施し、学校とマッチングし入職。

パターン(2)：教員免許保有者で教職の経験がない場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、その後、適性を判断したうえで、臨時講師等として入職。

パターン(3)：免許を保有していない者の場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、適性を判断した上で、臨時免許状や特別免許状を活用し入職。

- 本事業を受ける教育委員会・外郭団体は以下の活動・業務を実施

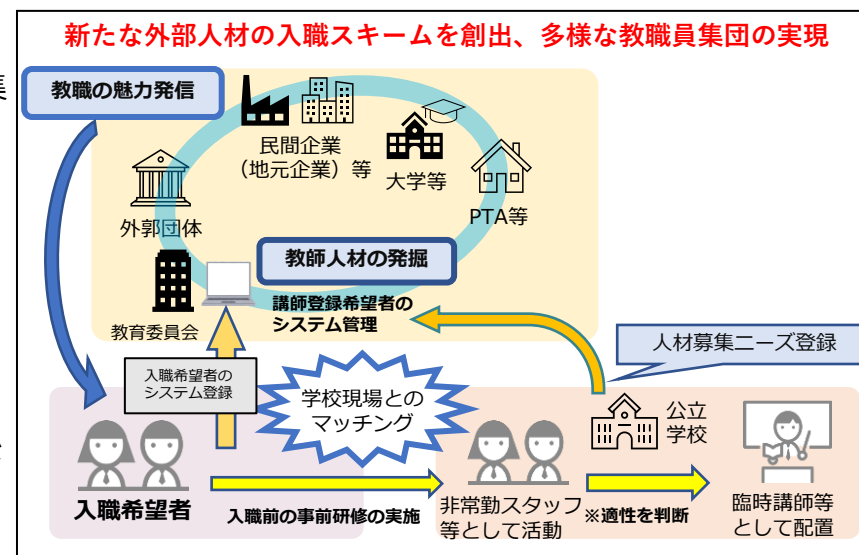
- 民間企業や大学、PTA等と連携・協働し、教職の魅力について広報・啓発
- 広報活動等を通じ、元教師や企業等の退職者をはじめ、広く臨時講師等のなり手を募集（アスリートやアーティスト等の多様な専門性を持つ人材を含む）
- 民間企業等から期限付きでの学校現場派遣の可能性の把握・働きかけ
- 学校現場への入職にあたり基礎的知識を身に付けるための研修コーディネート
- 臨時講師・非常勤スタッフ等募集の学校側ニーズを集約および学校現場とのマッチング

- 件数・単価：【補助事業】 24箇所 × 2,146万円（上限） = 5.2億円

※システム構築費1,500万円、広報発信・研修実施等事業費用646万円（それぞれ1/2まで補助、上限）

- 支援対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会、人事協議会および公益財団法人などの外郭団体

事業スキームのイメージ（一例）



地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部機能強化

令和6年度要求・要望額

17億円
(新規)



背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を一定期間支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
 - ➡ 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
 - ➡ 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

<地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例>

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

○ 件数・単価：【単独事業】 25箇所 × 4,000万円（上限） = 10.0億円

【複数大学連携事業】 10箇所 × 7,000万円（上限） = 7.0億円

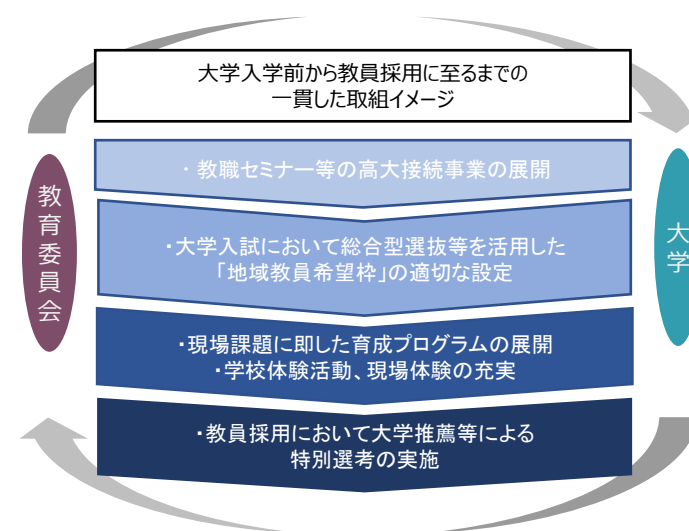
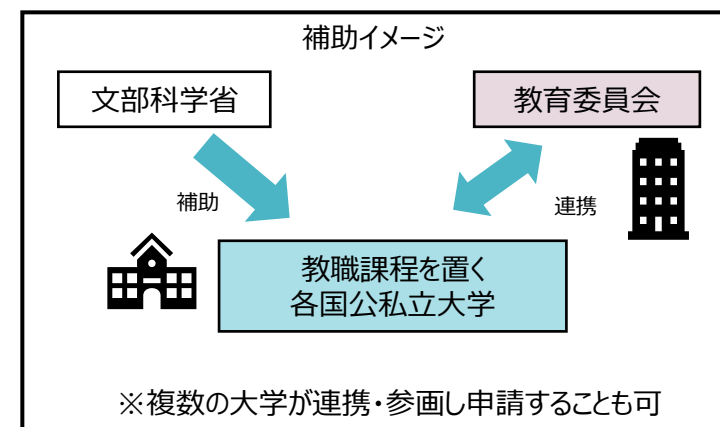
○ 補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施

○ 支援対象：教職課程を置く各国公私立大学

【申請要件等（予定）】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 附属学校や教職大学院等も活用しながら、実務家教員を輩出するサイクル等のキャリアパスを構築し、教育委員会との連携協定を事業3年目の中間評価時まで締結すること。
- 「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

- 新規学卒の受験者数（小中高）
H25：48,110人 ⇒ R4：39,651人
- 教員採用倍率
・小学校 12.5倍（H12）→ 2.5倍（R4）
・中学校 17.9倍（H12）→ 4.7倍（R4）
出典：令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況
- 国立教員養成大学・学部の教員就職率
R4.3卒業生：66.9%（進学者・保育士就職者除く）
出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業生及び修了者の就職状況等」



部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

49億円
28億円)



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円（11億円）

委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通

- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を超えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

体制例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円（14億円）

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

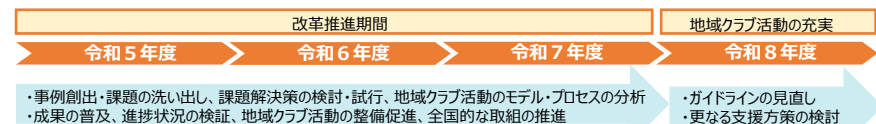
部活動指導員の配置を充実【16,500人（運動部：13,000人、文化部：3,500人）】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円（3億円）

補助・委託・拡充

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
- 公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等）
 - 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
 - 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
 - 多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

114億円
85億円)



背景・課題

- 近年、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあり、また、不登校が長期化しているにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が4.6万人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和6年度概算要求の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 10,071百万円（8,461百万円）

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ **不登校特例校**（※）の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**
※名称変更予定（設置準備：20校、設置後：10校）【拡充】
- ・ **校内教育支援センター（SSR）の設置促進**（3,600校）【新規】
- ・ 在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための**教育支援センターのICT環境の整備**（600ヶ所）【新規】
- ・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等（中核市を追加）【拡充】



② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
- ・ SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ **重点配置校数の拡充**（SC：7,200→7,800校、週8時間）
（SSW：9,000→10,000校、週6時間）【拡充】
- ・ 上記のうち、より課題を抱える重点配置校の**配置時間充実**
（SC・SSW：2,000校、週2日8時間）【新規】
- ・ **不登校特例校におけるSC・SSWの配置充実**（週5日）【新規】
- ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）



③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進



- ・ いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり 等



いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】 1,323百万円（50百万円）

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

- ・ **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進**
（全都道府県・指定都市等）【新規】
- ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成**
（全都道府県・指定都市）【新規】
- ・ **自殺予防教育の指導モデル開発**【新規】
- ・ いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究【新規】
- ・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発【新規】
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化 に向けた調査研究

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員の加配措置
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度要求・要望額

8,216百万円

(前年度予算額)

7,066百万円)



文部科学省

現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点:15,221校、42.9%）
- ▶ **コミュニティ・スクールと社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

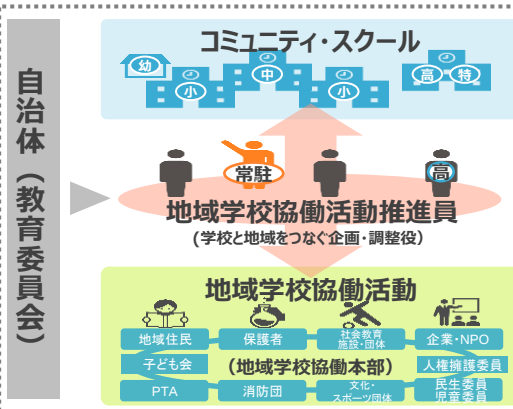
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、（略）**コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。**…（略）

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。（略）地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、…（略）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	： 平成27年度～
交付先	： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	： ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	： 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



令和6年度概算要求のポイント

- ▶ **地域学校協働活動推進員等の配置促進・機能強化**
 - 高校等への配置拡充（1,000人増）、学校における働き方改革や放課後児童対策など地域課題に応じた追加配置の拡充（1,000人増）により、常駐的な活動を支援
 - 相応しい知識や経験・能力を有した人材の確保（謝金単価の引上げ）
- ▶ **都道府県等教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - CSアドバイザーの配置促進
 - 研修の充実

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
【参考】予算補助を受ける自治体数
R3:1,345自治体 R4:1,356自治体 R5見込み:1,388自治体
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
【参考】予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数
R3:27,891人 R4:28,075人 R5見込み:30,000人
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題（※）を改善・解決した自治体の増加**

- ※子供を取り巻く課題の類型例
- ・学校運営上の課題
（社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など）
 - ・学校と地域の課題
（地域の安全・防災など）
 - ・学校と家庭の課題
（放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など）

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

事業改善・充実のための取組（R5～）

- ▶ 各自治体は、課題に応じた**目標を設定し**、事業年度ごとに**取組の成果分析を実施**
- ▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに**事業全体の成果分析を実施**併せて、**全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる**

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、**自立的**

公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
0.7億円)



背景・課題

○令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人（過去最多）

→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

○昨今、全国的に教師不足の状況（令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足）

→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

事業内容

○各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

○実施期間：令和6年度～令和7年度（予定）

1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

- 件数・単価：5団体（都道府県・市町村教育委員会）×約1,100万円
- 内容：令和5年度で構築した体制や取組内容・成果等を踏まえ、より詳細な原因分析や実効的な取組の充実・深化を図る。

（具体的な取組）

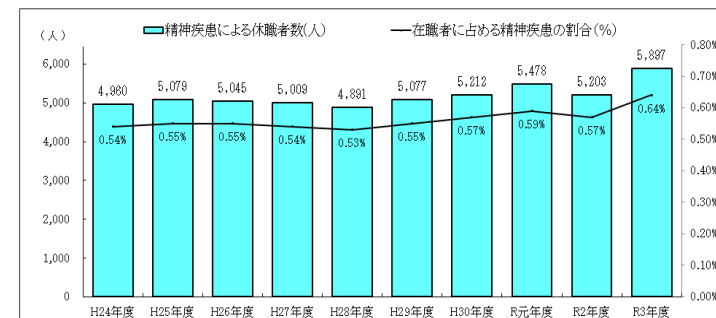
- ✓ **関係者会議の設置**（自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成）
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
- ✓ **教員の精神疾患による病気休職の原因分析**
- ✓ **域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証**
 - ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
 - ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
 - ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

2. モデル事業の分析・助言、横展開に向けた取組（新規）

- 件数・単価：1団体（民間企業等）×約870万円

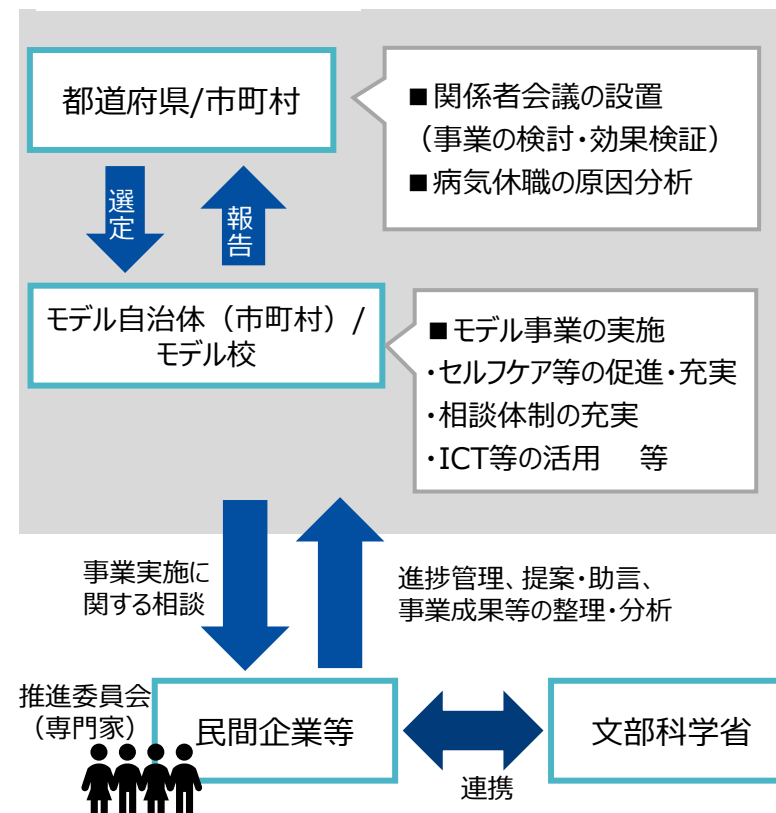
（具体的な取組）

- ✓ **推進委員会の設置・運営**（専門家、学識者、企業関係者、教育委員会関係者、学校管理職等で構成）
- ✓ 各取組の進捗管理・連絡調整、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
- ✓ 各取組の事業成果等を体系的に整理・分析、横展開に向けた方策の検討 等



（出典）公立学校教職員の人事行政状況調査

【事業のイメージ図】



第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

[前略]

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実²⁸⁸、育成支援²⁸⁹を一体的に進める。教師の時間外在校等時間の上限²⁹⁰を定めている指針の実効性向上に向けた具体的な検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等²⁹¹を推進する。我が国の未来を拓くこどもたちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法²⁹²の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法²⁹³等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から3年間で集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

[後略]

(脚注)

288 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

289 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

290 月45時間以内等。

291 働き方改革の取組状況の見える化、校務DX化による業務効率化を含む。

292 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）。

293 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）。

警察庁生活安全局人身安全・少年課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学校との連携による非行防止対策の推進について（周知依頼）

放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について格段の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

教師を取り巻く環境は、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではありません。

こうした状況を受けて、本年8月28日に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられたところであり、本提言では、教師を取り巻く環境整備について、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、直ちにに取り組むべき事項がまとめられております。

その中で、平成31年1月25日の中央教育審議会第121回総会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応について、地方公共団体、保護者がそれぞれ中心となって担うべきものであることとされていたことから、これを踏まえた対応について、文科省から警察庁等の関係省庁に要請するよう求められているところです。

つきましては、貴庁におかれましても、非行防止教室、被害防止教室等の機会のほか、夜間などにおける見守り等を通じて、児童生徒の非行防止に取り組んでいただいているところ、上記趣旨を参酌の上、引き続き、学校との一層の連携による非行防止対策の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【参考】

○教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

**公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する
教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関
する指針に係る Q & A 【一部抜粋】**

(令和 3 年 6 月時点)

全体版：https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_syoto01-000122836_1.pdf

(文部科学省HP)

<目次>

【「在校等時間」の把握等について】

- 問 7 「在校等時間」の把握は、教育職員からの自己申告により行うことは可能か。
- 問 8 「在校している時間」とは具体的にいつからいつまでの時間を指すのか。一旦学校を離れた後、また戻って業務をする場合などはどう考えればいいか。
- 問 9 校外での業務のうち「外形的に把握する」時間と整理される「職務として行う研修や児童生徒等の引率等」とはどのような業務か。
- 問 10 児童生徒等の引率業務の時間について、どのように把握すべきか。
- 問 11 自己申告により「在校等時間」には含まれない「正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、具体的に何を指すのか。
- 問 12 自己申告により「在校等時間」には含まれない「その他業務外の時間」とは、具体的に何を指すのか。
- 問 13 自宅等に持ち帰って業務を行った場合、その時間は「在校等時間」に含まれるのか。
- 問 14 土日や祝日などの業務の時間も、「在校等時間」に含まれるのか。

【「在校等時間」の把握等について】

問7 「在校等時間」の把握は、教育職員からの自己申告により行うことは可能か。

- 本指針の「第2章第2節 服務監督教育委員会が講ずべき措置（2）」に規定しているとおり、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測することが求められます。
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）の19ページの注47の通り、タイムカードの設置等、教師の「在校等時間」の把握等に当たっては、簡素なタイムレコーダーの設置に限らず、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき統合型校務支援システムを整備する際に勤務時間を管理するシステムとの連携や一体的な運用を行うなど、効果的な地方財政措置の活用が考えられます。各地方公共団体におかれては、安衛法上の義務や、服務監督権者たる教育委員会が有する学校の管理運営一切における責任を踏まえ、今後、一人一台の情報端末の整備を含むGIGAスクール構想の実現も視野に入れながら、「在校等時間」について客観的な記録により確実に把握していただくようお願いします。

問8 「在校している時間」とは具体的にいつからいつまでの時間を指すのか。一旦学校を離れた後、また戻って業務をする場合などはどう考えればいいか。

- 「在校している時間」とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間を指しています。
- また、授業の終了後、校務のための関係機関との打合せや児童生徒等の家庭訪問等のために一旦学校を離れ、その後学校に一度戻って業務を行って帰宅した場合には、その帰宅のために学校を出る時間が「在校している時間」の終期となります。

問9 校外での業務のうち「外形的に把握する」時間と整理される「職務として行う研修や児童生徒等の引率等」とはどのような業務か。

- 職務として行う研修には、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、都道府県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれます。ただし、職務専念義務を免除されて行う活動は、業務として整理できないものであるからこそ職務専念義務を免除するものであるため、いわゆる職専免研修は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれません。

- 職務として行う児童生徒等の引率には、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務などが含まれます。
- このほか、校外の業務であって対象として合算することが考えられる業務としては、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられます。

問10 児童生徒等の引率業務の時間について、どのように把握すべきか。

- 教師が学校外の業務に直行又は直帰する場合であっても、可能な限り客観的な方法により把握することが求められます。校外学習や修学旅行等に関する引率業務については、通常は出張として必要な処理が行われ、また、その実施に当たって行程表等を事前に管理職が了解していると考えられますので、行程表や事後の出張復命書等をもって外形的に把握が可能であると考えられます。
- 部活動に係る引率業務についても、勤務時間内の場合は、通常は出張として必要な処理が行われていると考えられることから、出張復命書や行程表等をもって計測が可能であり、所定の勤務時間外の場合は、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握が可能と考えられます。
- これ以外の場合についても、児童生徒等の校外の活動である以上、基本的に上記に準じて対応いただくことが適切と考えられます。

問11 自己申告により「在校等時間」には含まれない「正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、具体的に何を指すのか。

- ここでいう「正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指しています。
- 具体的には、例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものを想定しています。

問12 自己申告により「在校等時間」には含まれない「その他業務外の時間」とは、具体的に何を指すのか。

- ここでいう「その他業務外の時間」とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指しています。
- 例えば、問11で示した時間のほか、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が考えられます。

問13 自宅等に持ち帰って業務を行った場合、その時間は「在校等時間」に含まれるのか。

- いわゆる「持ち帰り」の時間については「在校等時間」には含まれません。ただし、自宅等で行う業務であっても、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク、在宅勤務等によるものについては、「在校等時間」に含まれます。
- なお、本指針の「第2章第3節 留意事項（3）持ち帰り業務について」に規定しているとおり、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、校務をつかさどる校長とその上司に当たる教育委員会は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向け、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適切な業務量の設定と校務分掌の分担を図るとともに、本指針の趣旨や学校における働き方改革の考え方を校内において十分に共有するといった管理監督上の責任を果たすことが求められます。

問14 土日や祝日などの業務の時間も、「在校等時間」に含まれるのか。

- 土日や祝日などの業務も、校務として行っている業務の時間については「在校等時間」に含まれます。具体的にどのような時間が「在校等時間」に含まれるかについては、問8から問13までを御参照ください。また、「上限時間」との関係については、問20及び問21を御参照ください。

学校における働き方改革の推進に当たっては、国による業務の見直しや教育予算の確保を通じた教育環境整備など、あらゆる政策を通じて総合的に取り組んできたところだが、働き方改革の更なる加速化のためには、引き続き国、教育委員会、学校が連携し、それぞれの立場において取組を進めていくことが重要であり、国が先頭に立ち、質の高い教師を十分に確保していく観点からもこれまで以上に強力に進めていく。

平成31年1月・第1回推進本部
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部
(現在)

今後の予定

1. 国による業務の見直し

【教員免許更新制の見直し】

教員免許更新制

・中教審答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和4年12月)
・教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正(令和4年5月)

発展的解消

・研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励による資質能力の向上のため、研修受講履歴記録システムや掲載するオンライン研修コンテンツ等を活用し、効率的・効果的な教員研修の推進を図る。

【部活動の見直し】

週当たり活動日数が6日以上
の部活動顧問の割合(中学校)

64.3%

(注) H28調査の数値

・部活動指導員を学校教育法施行規則に位置付け(平成29年4月)
・部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
(運動部活動:平成30年3月、文化部活動:平成30年12月)
・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインの策定(令和4年12月)

6.7%

(出典:令和4年度教員勤務実態調査速報値)

部活動指導員の充実

5億円
4,500人

部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とし、学校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

14億円
12,552人

・週当たり活動日数が5日以内となるよう、ガイドラインの更なる周知徹底を図る。
・令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進する(部活動指導員の配置拡充含む)。

【学校宛ての調査の見直し】

当該年度に学校現場が
実施する調査件数

19件

・調査そのものの精選のみならず、悉皆調査を抽出調査に変更、毎年実施を数年に1回の実施に変更、紙実施をオンライン実施に変更といった学校の負担軽減のための改善を実施

17件

平成19年度は28件

(出典:文科省調べ)

・文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不断の見直しを図る。

学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等②

平成31年1月・第1回推進本部
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部
(現在)

今後の予定

2. 教職員定数の改善

【35人学級】

小学校
第1学年のみ

・義務標準法改正（令和3年3月）
・令和3年度から毎年段階的に学級編制の標準を
35人に引き下げ

小学校第1学年
～
小学校第4学年まで

- ・令和7年度までに小学校全学年が35人学級に。
- ・多面的な効果検証等を踏まえ、中学校を含めた指導体制を検討。

令和6年度概算要求 小学校第1～5学年

【小学校高学年教科担任制】

600人

・平成30～令和2年度は高学年の英語専科指導分（3年間で1,500人）
・令和2・3年度はT・Tの発展的見直し分（2年間で4,000人）
・令和4年度以降は教科担任制推進分（4年程度で3,800人）

7,500人

令和6年度概算要求 9,400人

- ・令和7年度までに、計算上、小学校高学年の学級担任の過当たり授業時数は3.5コマ程度の軽減が図られる予定だったが、令和6年度概算要求において、一年前倒しの実現を要求。

3. 支援スタッフの充実（1）

【教員業務支援員】

12億円
3,000人

・学校教育法施行規則に位置付け（令和3年8月）

55億円
12,950人

令和6年度概算要求額126億円

- ・令和6年度概算要求において、これまで予算上14学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっていた現状を改善し、全公立小・中学校への配置を要求。

【学習指導員】

31億円
7,700人

36億円
11,000人

令和6年度概算要求額45億円

- ・令和6年度概算要求において、校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援の充実等を要求。

学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等③

平成31年1月・第1回推進本部
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部
(現在)

今後の予定

3. 支援スタッフの充実(2)

【スクールカウンセラー】

46億円

公立小中学校への配置
26,700校及び
重点配置1,000校等

・基礎配置：週1回4時間
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算できる措置のこと。

59億円

全公立小中学校への配置
27,500校及び
重点配置7,200校等

令和6年度概算要求額63億円

- ・令和6年度概算要求において、重点配置7,800校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。
- ・不登校特例校への週5日配置を要求。

【スクールソーシャルワーカー】

15億円

公立小中学校への配置
7,500校及び
重点配置1,000校等

・基礎配置：週1回3時間
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算できる措置のこと。

23億円

全公立中学校区への配置
10,000中学校区及び
重点配置9,000校等

令和6年度概算要求額27億円

- ・令和6年度概算要求において、重点配置10,000校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。
- ・不登校特例校への週5日配置を要求。

【医療的ケア看護職員】

11億円

1,500人

・学校教育法施行規則に位置付け(令和3年8月)

33億円

3,740人

令和6年度概算要求額47億円

- ・令和6年度概算要求において、医療的ケア児の増加への対応やそれに伴う校内支援体制の更なる充実に向け、前年度比810人増の4,550人の配置を要求。

(再掲)【部活動指導員】

5億円

4,500人

部活動の技術的な指導や大会への引率長を行うことを職務とし、学校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

14億円

12,552人

- ・令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進する(部活動指導員の配置拡充含む)。

学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等④

平成31年1月・第1回推進本部
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部
(現在)

今後の予定

4. 教育委員会・学校による主な取組（1）

【指針を踏まえた規則等整備状況】*

制度改正前であり未整備

令和元年の給特法改正を踏まえ、勤務時間の上限等を定めた指針を策定

都道府県：97.9%
政令市：100%
市区町村：75.4%

【変形労働時間制】*

制度改正前であり未整備

各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度

都道府県：23.4%
政令市：5.0%

【業務改善方針や計画等の策定】*

都道府県：91.5%
政令市：85.0%
市区町村：20.8%

都道府県：100%
政令市：100%
市区町村：64.9%

【学校給食費の公会計化等】

26.0%

※準備・検討中を含めると57.1%

・学校給食費徴収・管理に関するガイドライン策定（令和元年7月）
・学校給食費の公会計化等に関するQ&A等の策定・周知

（注）R元調査の数値。

34.8%

※準備・検討中を含めると65.2%

（出典：学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査）

【コミュニティスクール（CS）の導入校数】

5,432

・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～（令和4年3月）

（出典：コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査）

15,221

【地域学校協働活動推進員等】

22,770人

・「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き」発行（平成30年11月）

32,954人

（出典：コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査）

・未だに条例や規則等への整備をしていない教育委員会においては、整備が行われるよう、強く指導・フォローアップ。

・個別の問合せへの丁寧な対応や既に導入している自治体における活用状況について情報提供を行うなど、引き続き制度の意義や内容等について周知を図る。

・実施率の向上に向け、好事例の横展開を図りつつ、引き続きフォローアップ。

・学校給食費の徴収・管理は、原則、公会計化すべき旨を明確化。
・ガイドライン等と併せて、事例集を作成するとともに、導入予定のない自治体に対する働きかけを強化。

・全国フォーラムでの好事例の周知やCSマイスターの派遣等により、CS導入を引き続き加速。CSと地域学校協働活動を一体的に推進。

・令和6年度概算要求において、更なる配置促進や常駐的な活動の支援、相応しい知見を有する人材確保を通じた機能強化に必要な経費を計上。

学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等⑤

平成31年1月・第1回推進本部
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部
(現在)

今後の予定

4. 教育委員会・学校による主な取組(2)

【標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画する学校の割合】

小学校第5学年：25.7%
中学校第2学年：32.5%

・学校における働き方改革答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘された年間1086コマ以上の教育課程を編成している学校の割合

小学校第5学年：37.1%
中学校第2学年：36.1%

(出典：教育課程の編成・実施状況調査)

・緊急提言を踏まえ、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程編成に臨むよう、働きかけ。

【学校・保護者等間における連絡手段デジタル化】*

都道府県：87.2%
政令市：80.0%
市区町村：56.3%

・R2に教育委員会等に対して、学校と保護者間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を促す通知を发出

(注) R3より取組状況調査の項目に追加したため、数値はR3調査のもの

都道府県：93.6%
政令市：90.0%
市区町村：80.5%

【学校閉庁日】*

都道府県：40.4%
政令市：95.0%
市区町村：60.4%

・教師の平均有給休暇取得日数は2日程度増加
H28：小学校11.6日、中学校8.8日
R4：小学校13.6日、中学校10.7日

(出典：教員勤務実態調査速報値)

都道府県：100%
政令市：100%
市区町村：98.6%

【留守番電話の設置】*

都道府県：44.7%
政令市：55.0%
市区町村：24.9%

(注) R元調査の数値

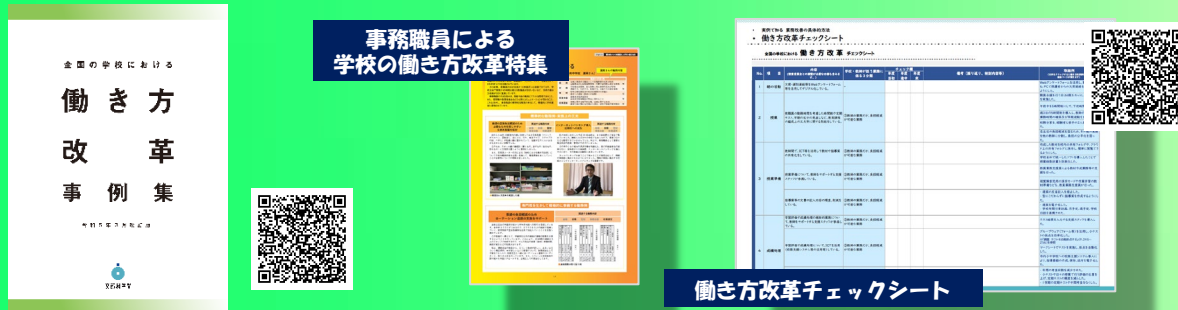
都道府県：89.4%
政令市：100%
市区町村：56.1%

・実施率の向上に向け、好事例の横展開を図りつつ、引き続きフォローアップ。

学校における働き方改革の優良事例の横展開等

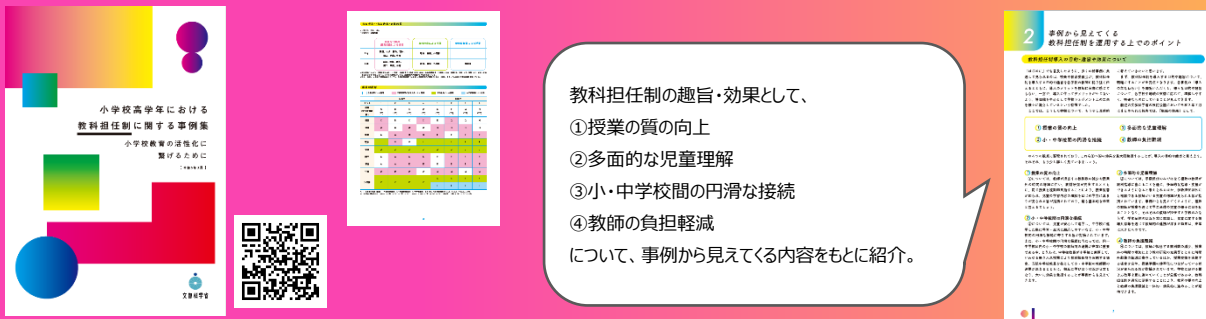
文部科学省では、学校における働き方改革の優良事例を横展開し、学校現場による自主的な取組促進に当たっての一助とすべく、事例集の作成や取組例の周知等を図っている。

全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）



令和5年3月に改訂した事例集では、働き方改革に取り組むドキュメンタリー映像や約150の事例等に加え、働き方改革チェックシートや事務職員による働き方改革に焦点を当てた特集を追加。

小学校高学年における教科担任制に関する事例集



令和5年3月に公開し小規模校から大規模校まで全国11校の事例を収録。巻頭で事例から見えてくる教科担任制のポイントを紹介するとともに、特徴や運用上の工夫、課題や今後の方向性を「見える化」。

教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査



働き方改革の事例について、得られる効果や現場での実感を実際の教育委員会や学校の声も含めて掲載。

平成28年度から調査開始。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促すため、調査結果とともに、具体の取組も例示。